

平成18年9月11日(月曜日)

出席議員(19名)

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
5番	平岡 志朗	議員	16番	坂井 幸雄	議員
6番	亀野 富二夫	議員	17番	小坂 博康	議員
7番	甲部 昭夫	議員	18番	田中 治夫	議員
8番	藤本 一義	議員	19番	作間 七郎	議員
9番	古玉 栄治	議員	20番	杉本 平治	議員
10番	武田 純一	議員			

欠席議員(1名)

12番	宮本 空伸	議員
-----	-------	----

説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
助役	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	水谷内 祝盛	上下水道課長	澤 賢造
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	金岩 進
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤井 昭範		

職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 加賀 忠夫

議事日程（第1号）

平成18年9月11日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程 議案第59号～議案第69号、認定第1号～認定第6号、請願第3号
（提案理由説明）

午前10時00分 開会

開会・開議

議長（若狭明彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名で、議員定数の半数に達しております。

ただいまから平成18年第6回中能登町議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（若狭明彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番 平岡志朗君、8番 藤本一義君を指名いたします。

会期の決定

議長（若狭明彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの11日間とすることに決定いたしました。

議案の一括上程

議長（若狭明彦君） 日程第3 議案の一括上程

議案第59号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第60号 中能登町特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 中能登町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第63号 中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例について

議案第64号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第65号 平成18年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第66号 平成18年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第67号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第68号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第69号 町営土地改良事業の施行について

認定第1号 平成17年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成17年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成17年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成17年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成17年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成17年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

請願第3号 「中能登町立越路小学校の存続を求める」請願の採択について

以上、議案11件、認定6件、請願1件を一括議題といたします。

町長から議案及び認定について提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、平成18年第6回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

提案理由の説明に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8月20日に開催をしました第2回目の「織姫 夏ものがたり」は、天候にも恵まれ、多くの町民の皆様方に参加をいただき、曳山を初めとした郷土芸能、総踊りや演技、演奏などが盛大に開催できましたことは大変喜ばしく、関係者の方々から感謝を申し上げる次第であります。

特に、織物の町「中能登」を彷彿とさせる魅惑のファッションショーは、世界に発信できる素材技術があることを改めて認識をした立派なショーであったと思っております。

さて、このようなイベントを開催する目的として特に大切に思っていることは、町民の融和であります。イベントを通じて、それぞれの地域の文化や歴史を知り、お互いを理解することにより、町民の一体感が醸成されていくのではないかと考えております。今後ともさまざまな事業を通じて、さらに融和の和を広げていきたいと思っております。

次に、今年度の重点事業の進捗状況について報告をいたします。

1点目として、地域情報発信事業のケーブルテレビ事業では、光ケーブル網や放送センター設備並びに音声告知端末等の主要設備の入札も終わり、さきの臨時議会で承認をいただいたところであります。現在、地区説明会を行っており、町民の皆様方へのご理解と加入促進を図っているところであります。

2点目として、地方道路整備臨時交付金事業の町道1号線消雪工事についても、今月中

に発注を行い、12月中に完成するよう進めております。

3点目として、平成17年度からの繰り越し事業となっていました鳥屋小学校の耐震工事につきましても、夏休み中に大半の工事を終え、仕上げの段階に入っております。

4点目として、水道事業会計の石綿セメント管更新事業であります。これも既に工事着手をしております。

5点目として、地区要望事業におきましても、現地踏査を行い、順次工事を実施し、早期完成を目指しております。

以上が本年度の主な事業の進捗状況であります。早期発注、早期完成により、町民の皆様方に喜ばれる事業の推進を図っていきたくと鋭意努力しているところであります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、順次その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第59号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、職権により印鑑登録を抹消することができる内容を明記するものであります。

次に、議案第60号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、障害者自立支援法の施行により、新たに障害程度区分認定審査委員を置き、障害程度区分を判定するため、委員報酬の額を定めるものであります。

次に、議案第61号 不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、助成金の内容を明確化するために必要な条項を追加したものであります。

次に、議案第62号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、70歳以上の方で一定以上の所得者の一部負担金の負担割合を2割から3割に引き上げるとともに、出産育児一時金を30万円か

ら35万円に引き上げる改正であります。

次に、議案第63号 中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、奨励金の交付対象範囲を明確化するために所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号 平成18年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ7,208万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億2,539万1,000円とするものであります。

なお、第2表債務負担行為につきましては、邑知潟の防災事業が完成したことにより町負担金の債務負担を設定するものであります。

また、主な補正といたしまして、第8款土木費第2項道路橋梁費第3目道路新設改良費におきまして地方道路整備臨時交付金事業による町道1号線道路消雪工事請負費4,000万円を計上いたしました。

次に、議案第65号 平成18年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,494万3,000円とするものであります。

次に、議案第66号 平成18年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ61万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,267万3,000円とするものであります。

次に、議案第67号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,031万9,000円とするものであります。

次に、議案第68号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳出予算において予算の組み替えを行うものであります。

次に、議案第69号 町営土地改良事業の施

行についてであります。この土地改良事業は、福田、高島地区において暗渠排水工事を施工するため、議会の議決をお願いするものであります。

次に、認定第1号から認定第6号についてご説明をいたします。これら6件の認定につきましては、平成17年度決算であります。関係法令の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を受けるものであります。今後の決算審査においてご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なるご審議をいただき、適切なるご承認とご裁可を賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。

議長（若狭明彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

散 会

議長（若狭明彦君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす12日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時17分 散会

平成18年9月12日（火曜日）

出席議員（20名）

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	14番	岩井 礼二	議員
5番	平岡 志朗	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
助 役	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教 育 長	水谷内 祝盛	上下水道課長	澤 賢造
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	金岩 進
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企 画 課 長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税 務 課 長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤井 昭範		

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 服 部 顕 了 書 記 加 賀 忠 夫

議事日程（第2号）

平成18年9月12日 午前10時開議

日程第1 議案質疑
議案第59号～議案第69号、認定第1号～認定第6号

日程第2 常任委員会付託
議案第59号～議案第69号、請願第3号

日程第3 決算審査特別委員会の設置、委員会付託
認定第1号～認定第6号

日程第4 休会決定の件

午前10時00分 開議

開 議

議長（若狭明彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。

議員定数の半数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議案質疑

議長（若狭明彦君） 日程第1 議案質疑

あらかじめ申し上げておきますが、所属する委員会の所管する議案については、議員申し合わせのとおり守っていただくようお願いいたします。

本日の質疑ですが、条例の一部改正案5件については一括して質疑を行います。一般会計補正予算につきましては款ごとに質疑を行います。以下、各特別会計等につきましては議案ごとに質疑を行いますので、よろしくお願いたします。

これより、議案第59号から第63号まで議案5件について一括して質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

10番 武田議員

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） 議案第61号についてお尋ねをいたします。

改正されます2条の2の方です。この中で(1)「夫婦の両方又は一方が石川県」になっております。これは「中能登町又は当町に住所を有し」が当たり前ではないかなというふうに思います。

もう一つ、(2)の方、「不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であること」。これも今までの例を見ますと「不妊治療を受けた者」、「者」が入るのではないかなというふうに思います。

以上2点についてお伺いいたします。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） ただいまの武田議員のご質問ですが、第2条の2項の1号「夫婦の両方又は一方が石川県内に住所を有し」というのは、これは実は石川県全体でとり行われる事業でして、例えば中能登町に住んでいようが七尾市に住んでいようがとにかくカバーしてやりたいと、そういう言い方を受けております。それで、県のつくりましたモデルといいますが、それに合わせてつくったわけでございます。

次に、「婚姻をする者」という意味でしたでしょうか。申しわけございません。

この中身については、また検討してみたいと思います。申しわけございません。

議長（若狭明彦君） 武田議員

10番（武田純一君） もう一度お尋ねしますけれども、「石川県内に住所を有し」ということだったんですけれども、もしそうだとすれば、4条の方でも町長が出てきますと、これは要らないということになります。当然町長がこれを行うんですから、これは「当町に住所を有し」というのが建前。石川県のは関係ないというふうに、県知事ならいざ知らず、町長がそこまでの権限を持つ必要はないというふうに私は理解します。

以上です。

議長（若狭明彦君） 武田議員、答弁要りますか。今のお話ですと、自分の要望というふうな見方もされるんですが。

武田議員

10番（武田純一君） 先ほど申し上げたのは、要望ではございません。用語として不適切だということです。訂正をお願いしたいということでございます。

以上です。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長
保健環境課長（小林玉樹君） 県の方から実施主体としては市町でやってくれということで、このようなモデルといいますが、こう

いう書き方のもの由来しているわけですが、
も、県の地方課なり何なりへ問い合わせまして
正確な方で対応したいと思います。

議長（若狭明彦君） 武田議員、それで
いいですか。

10番（武田純一君） はい。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はあり
ませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） おはようございま
す。

議長がしょっぱなからやり直しをしてお
りますから、私も質問がやり直しをできるであ
ろうと期待を持っております。

お尋ねします。

議案第62号 中能登町国民健康保険条例の
一部を改正する条例について、8ページの
「同条同項第4号中「10分の2」を「10分の
3」に改める」。説明では721人の方々が国
保の中でおられると聞いておりますが、これ
によりまして、「10分の2」を「10分の3」
に改めることによりまして住民の負担とい
うのはどのように変化してくるのか。その点に
ついて説明を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） ただいまの
杉本議員のご質問でございますけれども、2
割から3割へ移行されると考えられます方が
現在のところ、70歳以上の方になりますと前
期高齢者の方で34名いらっしゃいます。それ
から老人保健の方では134名いらっしゃいま
す。この方たちのうち、また課税所得により
まして減額される方がいらっしゃいます。そ
ういう方がそれぞれ半数、老人保健に関しま
しては134名のうち77名の方が減額されて1
割。1割とはなりません。自己負担限度額が
同額となります。ですから自己負担割合につ
いては変わりません。それから、前期高齢者

につきましては34名のうち3名の方が減額と
なります。

額につきましては、当然2割から3割です
から1割アップする。単純にそういうことし
かお答えできませんが、よろしくお願いい
たします。

議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君。
それでいいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認め、以
上で条例の一部改正について質疑を終結いた
します。

次に、議案第64号 平成18年度中能登町一
般会計補正予算について質疑を行います。

まず、債務負担行為補正及び歳入全般につ
いて質疑を行います。11ページから19ペー
ジになります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認め、次
に歳出に進みます。

第1款議会費、第2款総務費について質疑
を行います。20ページから26ページになり
ます。

質疑の方ございませんか。

9番 古玉栄治君

〔9番（古玉栄治君）登壇〕

9番（古玉栄治君） 23ページ、地域づく
り推進費についてお願いいたします。

町祭であります。先月8月20日行われた町
祭についてお願いいたします。

まず、8月の全員協議会の席で担当課長の
方から、私、どのくらいの参加を予定してい
るのかということでお聞きしたところ、昨年
より多く2万人を予定していると、2万人と
いいますと、我が中能登町、赤ん坊からお年
寄りまですべての人口が2万人かなと。今現
在。それだけの予定していた中で、実際どの
くらいの数字が、どのくらいの参加があつた

のか。

昨年の予算は3,300万円強、今年度の予算は2,500万円という800万円近い経費節減という点ではすごくよかったのですが、その成果、どのようになったのか教えていただけないでしょうか。

また、もし達成できなかった場合の反省点というのはどの辺なのか、それを教えてください。

議長（若狭明彦君） 大村企画課長

〔企画課長（大村義一君）登壇〕

企画課長（大村義一君） 古玉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずイベントの参加人数でありますけれども、担当の方からは2万人というふうにお聞きいたしております。

それから、イベントの今後の反省事項でありますけれども、今予定をいたしております9月22日、イベント実行委員会がございます。そこで実行委員の方々と協議をして、いろんな反省点が出てくるかと思っております。そういった点を踏まえて、19年度にそれを反映していきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） 22ページについてお尋ねをいたします。

この中で請負の方でコミュニティ整備費が328万円、太陽光発電2基だというふうに説明を聞いております。

前にも太陽光発電に関しまして防災の関係から質問したことがあろうかなと思います。中能登町に避難場所が幾つか設けてあります。避難場所ですけれども、もし地震の場合に送電線がやられてしまうと、そのときに頼りになるのは太陽光発電なり風力発電しかないというふうに理解をしております。

それで、この太陽光発電機2基を設けるこ

とによって、あとどれだけの避難場所、こちらの方に太陽光発電が必要なのか、答弁を願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 大村企画課長

〔企画課長（大村義一君）登壇〕 課長

企画課長（大村義一君） 武田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

2款1項6目企画費の細目3のコミュニティ施設費328万円の増額でありますけれども、これにつきましては、先ほど武田議員ご指摘ございましたとおり、18年度事業といたしまして新庄厚生館、それから芹川会館で財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を受けまして、太陽光発電装置の照明灯の設置工事費として計上をさせていただいたものであります。

事業内容といたしましては、17年度に実施をいたしました正部谷集会所、それから西馬場集会所に設置しました発電型と同じものをつける予定をいたしております。

ただ、19年度になりますとこの補助事業もこれで終わりだというふうにお聞きしておりますので、ご指摘のありました避難場所、そういったものにつきましては今後また検討をさせていただくようお願いをいたしたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

議長（若狭明彦君） 10番 武田純一君

10番（武田純一君） さきお尋ねした中

に、避難場所、こちらの方にどれだけ設置してあるのかということもお尋ねしたと思いますが、もしおわかりでしたら答弁を願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼総務課長（苗山雅幸君） 今ほどの武田議員のご質問でございますけれども、この太陽光発電をやっているのは旧の鹿西がずっとやっていたわけでございます。それで、ことし、18年度初めて旧の鹿島に1カ所、そ

れから鳥屋に1カ所というようなことで、今、旧の鹿西地区につきましては避難場所と言われるところには、はっきりした数字はちょっと今把握はいたしておりませんが、集会所には4カ所ぐらいついているのではなかろうかなと。

詳しいことは、また後ほど答弁をさせていただきます。

以上です。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はありませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） 1点ばかりお尋ねいたします。

男女共同参画推進問題でございます。

予算に少額でございますが8万5,000円打ってあるわけでございます。これらにつきまして、私、以前から一般質問にもよく中能登町の共同参画の事業として、法律に基づいてこれを進めておられるのかどうかということでございます。いつまでたっても共同参画事業はスローガンに終わらして、研修だけで終わっているという、そういうことでなかろうかと私は常々思うわけでございます。当初予算は197万円。これに少額の8万5,000円を足したものでございますから、金額は知れたものでございます。

中能登町は、町長に伺いますが、この事業をどう研修だけに終わらず、研究だけに終わらず実行段階に入っていくのか。この点についてやはり一定の方向づけをしていただきたい、このように思うわけでございます。

きょうも答弁席には女性の方は一人もおられません。議員には女性の方が1人誕生したわけでございます。私は、答弁席にも女性の方がやはり何人か当然席を占めるべきではないか、そのように思うわけでございます。

石川県の先般出ておりました9月5日の有権者の数によりますと、中能登町は女性が

8,745人、男性が7,851人。能登におきましてはただ一つ人口が増加した町でございます。少数でございますが、25人の方々が増加したのでございますが、この数字を見ましても女性の方は中能登町におきまして1,000人余が人口的に男性から見れば多いわけでございます。女性の力がなくては中能登町の町おし私が私にはできないと思います。

そういう意味におきまして、いつまでたってもスローガンに終わる男女共同参画推進事業であっては私はいけないと思います。具体的に一定の目標をぜひとも行政の方から立てていただき、組織の中におきましても、行政組織におきましても女性の登用を積極的に図っていただきたい。このことを要望して、町長の見解を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本議員、質疑なんです、一般質問がかかっていると思うんですが。

20番（杉本平治君） 予算に提出されている金額に基づいて質疑しました。

議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

20番（杉本平治君） 私は、23ページにある共同参画推進事業8万5,000円。講師謝礼。説明によりますと研修会を開くという、そういう名目だそうでございます。だから先ほど申しましたように、男女共同参画事業の法律が定まってから何年かたつわけでございますが、中能登町はいつまでも研修、研修で終わっているのかどうか。そろそろ町長として、これらにつきましてもう少し進んでいく、そういう気持ちがあるのかどうか、見解を求めたいと思うわけでございます。

以上です。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 私も男女共同参画ということは大変大事なことであり、そう思っております。今回の8万5,000円につきましては、講師謝礼あるいは食糧費といった、

わずかでありませけれども、昨年から見まして今年度はいろいろな委員会あるいは審議会等につきましても女性の方を積極的にというのは何ですけれども、ふやしておりますし、また今議員の方々の中にも1人生まれまして喜んでおります。

また、これからもいろんな機会、また人事にいたしましても女性の方を積極的に登用していきたいと、そう思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認め、次に進みます。

第3款民生費、第4款衛生費について質疑を行います。26ページから30ページになります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認め、次に進みます。

第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費について質疑を行います。30ページから36ページになります。

質疑の方はございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） それでは、私、質問させていただきたいと思います。

まず初めに、30ページ。

補助金として、地域担い手育成総合支援協議会5万円という少額でございますが補助金が出されているわけでございます。これは説明によりますと高齢化、減少化ということでございますが、この点につきまして行政として中能登町の担い手育成に対しましてどのような手だてをとっておられるのか。高齢化、農業人口の減少化は私も認識しておりますが、この点についてこれから協議会に補助金

を出すのはそれなりに理解できますが、この協議会はどのような目的でもってこれから活動されようとしている協議会なのか、ひとつ答弁を求めたいと思います。

次に、31ページ。

農業振興費、1細目の農業振興費で2万円。環境にやさしい農業推進事業という、こういう項目で2万円の負担金を計上したわけですが、環境にやさしい農業推進事業として現在中能登町はどのような事業を行っているのか、説明を求めたいと思うわけがあります。

私も農業をやっておりますが、現在、エコ農業というのは石川県の谷本知事の認定の中で進められております。これは優しい、そういう農業を、水田を行っていくという、そういう名目でエコ農業というのが始まったわけでございます。

この認定を受けますと、販売におきましても買われる方から、問屋の方から一定の評価を得られるという、そういうものを石川県はやっております。私もそれに応募いたしました。マークをいただきました。石川県の認定番号303号ということでございます。

中能登町におきましても現在エコマークの取得者は何人かおられるわけですが、それらの方々も含めての環境にやさしい農業推進事業というものを考えておられるかどうか、この点についてひとつ説明を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） お答えいたします。

第1点目の協議会の目的ということでお尋ねになりました。

中能登町地域担い手育成総合支援協議会という協議会が平成18年3月27日に設けられておりますけれども、その協議会の目的は、担い手総合支援事業を実施することによりまし

て地域実態に即した担い手の明確化。先ほど議員がおっしゃいましたように、高齢者、それから農業後継者の減少といったそのような地域の実態でございます。そうした高齢化、減少化に対する、あるいはそういう問題を明確にして、そしてまた、そこにおいでる担い手の経営改善計画の支援に取り組む。それとまた、担い手の育成確保に向けた取り組みに対するいろんな支援を強化すると、そういう目的にいたしております。そのことを目的にいたしております。

それから、2点目の環境にやさしい農業推進事業、取り組み者は何人いるのかということでございます。

この環境にやさしい農業推進事業費の対象者といいますのは、能登白ねぎを栽培している栽培者の方を対象にいたしております。したがって、平成17年の実績では26名、いわゆる能登白ねぎをつくっている方を対象とした事業でございます。

以上です。

議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

20番（杉本平治君） 再度お尋ねしますが、地域農政推進対策事業、担い手育成。先ほど申しましたが、担い手を育成をする上におきましては、担い手の方々がそれなりに農業に対して仕事のしやすい、耕作のしやすい、そういう基盤づくりというものが私はなくてはならないのではないかと常日ごろ議会の中でも発言しているわけでございます。

現在、中能登町におきまして担い手の方々が十分に農業機械を使って農業を続けていかれる、そういう農地というのは中能登町全体の中でどれほどあるのかどうか、私お聞きいたしたいと思っております。

きのうも私、議会が済みましてから稲刈りをしたんですが、やはり暗渠のきいた大きな田んぼにつきましては機械もスムーズに動きます。だが、旧の鹿西におきましても人家周りにおきまして、やはりこういう点におきま

してはなかなか簡単なわけにはいきません。

旧の鹿島町井田地区、徳前地区、二宮地区、旧の滝尾の地区見ましても、担い手の方々がそれなりに力を発揮して農業を進めていく、そういう基盤づくりになっているかどうか。こういう点について行政としてはどう考えてこれらの問題についてこれから取り組んでいくのか、私お伺いいたしたいと思っております。

31ページの農業振興費、環境にやさしい農業推進、先ほど答弁では白ねぎということをおっしゃいました。これには環境にやさしい農業推進ということでもなしに、特産品づくりだと私は考えております。そういう意味におきましてJAもこれらに取り組んでいると思うんです。環境にやさしい推進事業というのは、やはり名前のとおり水田に有機物が生息する、そういう水田をつくっていかなくてはいけない、このように考えております。

だから私は、現在におきましても除草剤につきましても低農薬の一番少ない除草剤を1回やるだけでございます。あとは全然農薬散布はいたしておりません。そのような農業づくりの中で、県からの認定番号、エコ農業としての303号というマークをいただいたわけでございますから、私は、やはりこれからの特産品づくりにおきましては、よく羽咋の神子原米が名前に上がりますが、この中能登町におきましてもそのような農業推進。環境に優しいということは、やはり食べて安全な米づくりだと、私はそう思うわけでございます。

そういう意味におきましても、今、答弁の中に白ねぎというのが出ておりましたが、これは特産品づくりだと私思うんです。環境には私は関係ないのではないかと、そのように考えておりますが、環境にやさしい推進事業の本当の中身、そういうものを積極的に行政として取り組んでいっていただきたい。

このように要望いたして、答弁はいただき

ませんが、そのようにこれからお願いをいたしたいと思います。

以上で終わります。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はありませんか。

7番 甲部昭夫君

〔7番（甲部昭夫君）登壇〕

7番（甲部昭夫君） 36ページ。第8款の河川総務費の中に450万円という数字が補正で上がっております。これは、この前の説明にはある程度お聞きしたわけですが、水害の補正ということなんですが、どの程度の範囲で大体なっているのか。もし専決で使われたとすればどの分が使われたのか、これからやるのはどういうふうに行っていくのかというようなことも含めて説明をしていただきたいと、そういうふうに思っております。

よろしくお願いいいたします。

議長（若狭明彦君） 甲部議員、所属委員会の質問は差し控えていただきたいと思しますので、今後気をつけてください。

どうしますか。取り下げますか。

7番 甲部昭夫君

7番（甲部昭夫君） それでは、大変失礼しました。産業委員長ということで、所属の委員会の項目は言わんとけということでしたけれども、この間から気にしておりましたのでちょっと言ってしまいました。失礼しました。

取り下げますので、よろしくお願いいいたします。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はありませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） 初めての質疑のあり方なので議長も戸惑っておりますが、議員の我々も戸惑っております。ひとつそういうことでお許しをいただきたいと思っております。

まず初めに、35ページの道路新設改良費、

この点について一般町道整備町計画分6,000万円、町道1号線道路消雪4,000万円、こういう予算が出ているわけですが、私はこの点について、説明によりますと、これから一般町道整備町計画分の設計、いろんなものをされるという説明でありました。1号線の道路消雪については現在どのようになっているかわかりませんが、これによりまして町道1号線、旧の鹿西町の町道1号線は、消雪工事が完了するということになりまして大変大きなキロメートルになるかと考えております。

私はお願いいしたいのは、以上の工事が担当課の説明にもあり、また町長の提案理由の説明の中にもこの点について特に触れているわけですが、私は、これらを早急に設計され工事入札を行っていただきたい、このように要望する次第であります。

特に私のところへ昨年度、駅南地区に下水道の工事が行われました。石綿パイプの取りかえでございます。雪の降っている冬場に工事を行ったために地域住民も大変苦労いたしました。仕上がりも住民の方々から見れば冬場にこういう工事をしてそれでいいのかどうかという、そういう住民の声が上がってきておりますので、私はぜひともいろんな工事につきましては、室内工事は別として屋外の工事につきましては、冬場を避ける意味におきましても早急に設計を行い、町として入札を行い工事を進めていっていただきたい。このことを強く求めて、答弁をお願いをいたしたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） ただいま杉本議員言われましたとおりでございます、今期の工事につきましては、早急に発注いたしまして年内の完成を目指してやりたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認め、次に進みます。

第10款教育費、第11款災害復旧費について質疑を行います。36ページから39ページになります。

質疑の方はございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） 1点ばかりお尋ねをいたしたいと思います。

39ページの災害復旧費でございます。

1細目として林道災害復旧の事業として125万円、城石線の456メートルの復旧工事だと聞いております。これらは具体的にどのような456メートルが災害に遭って生じたのか、それが1点と。

全然予算には載っておりませんが、これ以外に今回の集中大雨による町内の水害に対して災害の報告というのはなかったわけですが、本当になかったのかどうか。旧の鹿西町の鹿西高校の前におきましては、水害で県道の通行止めも一時行ったという実態があるわけですが、それらにつきましてはこれからの予算の中に生じてくるのか、これで終わりなのか、そういう点について求めておきたいと思います。

議長（若狭明彦君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） 今回の林道災害復旧費につきましては、ことしの1月から3月いっぱいくらいにかけて豪雪がありました。旧鹿島でございますけれども、林道城石線の蟻ヶ原地内におきましてガードケーブルを設置してありますけれども、その一部が雪の重みで沈下をいたしました。その沈下をいたしました箇所は復旧費でございます。沈下をいたしました支柱が91本分、それからケ

ーブルの張りかえ区間が465メートルとなっております。

それから、去る8月12日の集中豪雨でございますが、基幹排水路の8号排水路におきまして、国の災害復旧の対象となり得るような箇所、具体的には1カ所40万円以上と思われるところが3カ所発生をいたしました。その箇所につきましては県の方に報告をしております。ただいま災害査定の指示を待っているところでございまして、おおむね500万円から700万円相当の災害復旧費がかかるものと思われております。

それから、農地等あるいは小規模な水路につきましても、かなりその大雨が原因で被害をこうむったところがありますけれども、それにつきましては今までいただいております機械借上料、それから今回改めて50万円をお願いしておりますけれども、そうした機械の借り上げに対応できると思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） ただいまの杉本議員言われました8月12日の集中豪雨によりますところの道路等の関連でございますけれども、災害でございますけれども、これにつきましては県土木の方へ被害報告を出しているところでございます。今後、査定によりまして12月の補正あるいは3月の補正にまたお願いしたいというふうに考えております。

それと関連でございますけれども、河川総務費の中におきまして450万円の補正をお願いしてあります。これにつきましては、普通河川、町が管理する河川の土砂等がたくさん埋まっておりますので、その除去をして二次災害に備えたい。そういう考えでありますので、その点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

20番（杉本平治君） 再質問をさせていただきます。

答弁によりますと、一般人家周りの災害につきましては、これは8月12日のことですが、特別問題はないという。補正にも出ておりませんし、これからもそういう既設の経費で解消していくという、そういうことであろうかと私受けとめているんですが。町長にお聞きしたいのは、ひとつこの点について町長はどのように考えておられるかお聞きいたしたいと思います。

先ほど澤井課長からも答弁のありました人家周りの水害の8月12日のことですが、鹿西高校の横を走る通称三反田川、またその横に小さな河川でございますが、腰巻川という小さな川があるわけでございます。それらが合流いたしまして鹿西高校に突き当たりまして、次、JRに突き当たって大排水へと流れていくわけでございます。90度に曲がっていくのが3カ所あって、大排水路に流入いたしまして、それが杉谷地区に行きまして長曾川に合流するという、そういう大変水はけの悪い河川が上流にあるわけでございます。いつもこの河川につきましては水害が大きく発生しているわけでございます。

幸いにつきまして、眉丈山トンネルの工事と同時に橋本川は改修されまして、その災害については今のところ、私は私なりに考えてもあり得ないと、そう思えるように大きく改修されました。

今残っているのは、鹿西高校の、皆さん方もご存じないかもわかりませんが、河川が運動場の下を暗渠して抜けているわけでございます。鹿西高校の運動場の下に河川があるわけでございます。こういう大きな課題が今あるわけです。これは鹿西高校が建ったときからそういうことになっているわけでございます。

町長にお聞きいたしたいのは、この鹿西高校運動場の下を流れている河川を改修されま

した橋本川の方へ流入できないかどうか。この点について町長に、こういう点についてどう考えていけばいいか。

この点につきましては、旧の鹿西町のときにそういう課題が論議されまして、橋本川が改修された時点で考えてみようではないかという、そういう話も出ていたのは間違いありません。そういう点につきまして、ひとつ町長がこれからそういうことをひとつ課題としてどうか考えていっていただきたい。そのことをお願いいたしまして、町長の見解を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本議員、質疑とちょっと関連が見受けられないんですが、今回に限り認めるということをお願いしたいと思います。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 今質問のありました鹿西高校のあそこは旧鹿西町におきましても一番先に水がつくということでありまして、今回もひざぼしぐらいまでつきまして床下浸水をいたしました。

その後、県土木へ言いまして、何回か言っているわけですが、橋本川へ流されないかということで先般計っていただきました。橋本川の方が65センチ高いんです。鹿西高校へ入っている暗渠は大変、人間が通られるぐらいの大きい暗渠が入っているんですけれども、それが先般話をしていたようにJRまでぶつかってこう行っているんです。今、立派な橋本川ができたんですけれども、全部計ってもらったんです。そうしたら、あっちの方は65センチも高くて、やはり大きな水当てをつくって排水するかJRへ真っすぐ行くか、今県に検討してもらえないかということで測量をして、県の道路課の方へ、河川課の方へ先般、3日ほど前に出しまして、どうするかというまだ答えはいただいておりませんが、早急に直さなければならぬとい

うことは十二分にわかっております。

また、前はあの辺ずっと田んぼだったものですから、水が田んぼにたまってまだよかったですけれども、先般、あの辺全部埋め立てしましたら、なおさら水はけが悪くなりましたし、それから上流の方はすべてU字溝を入れましたらなおさら水の流入が速いということで、何かしなければならぬという。今、三反田川にしる、あの辺全部はかりまして、県へ出したところでありますので、これからは気をつけてどのような方がいいか見きわめたいと、そう思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認めます。

以上で一般会計についての質疑を終結いたします。

ここで11時20分まで休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時22分 再開

議長（若狭明彦君） 再開します。

答弁漏れがありますので、答弁させます。

苗山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼総務課長（苗山雅幸君） 先ほど武田議員の方から太陽光発電による街灯の施設が何カ所あるかというご質問でございましたが、今のところ5カ所あるということでございます。

以上です。

議長（若狭明彦君） 次に、議案第65号 中能登町老人保健特別会計補正予算歳入歳出予算全般について質疑を行います。40ページから44ページになります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑なしと認めます。

以上で老人保健特別会計についての質疑を終結いたします。

次に、議案第66号 中能登町介護保険特別会計補正予算歳入歳出について質疑を行います。45ページから49ページになります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認めます。

以上で介護保険特別会計についての質疑を終結いたします。

次に、議案第67号 中能登町下水道事業特別会計補正予算歳入歳出全般について質疑を行います。50ページから54ページになります。

質疑の方はございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） それでは、議案第67号について質問をさせていただきます。

54ページにも出ておりますように、施設修繕料として450万円、マンホールのふたということで説明があったわけでございます。お聞きいたしたいのは、このマンホールのふたというのは現在どのようなデザインになっているのか、それをちょっとお聞きしたいんです。

これは私、説明を聞いたか覚えがないので再度お聞きするわけでございますが、以前は鹿西町は鹿西町のデザインをつくっていた。鳥屋町は鳥屋町のデザインでふたはつくっていたと思います。中能登町になって、それらのふたのデザインというのは新たにつくられたのか、そこら辺をお聞きいたしたいのです。どうなっているのか、担当課の説明を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 澤上下水道課長

〔上下水道課長（澤 賢造君）登壇〕

上下水道課長（澤 賢造君） マンホールのふたのデザインのことでございますけれども、現在は特にそういう旧の町のものでなくて標準的なものを一般的に使っているということでございます。新たなものはつくってありません。

以上です。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はありませんか。

20番 杉本平治君

20番（杉本平治君） それでは、担当課にこの場から質問をいたしますから、自席でようございます。お答えを願いたいと思います。

旧の3町のマンホールのふたというのは全部なくなって、標準的なものにかえたのかどうか、そこら辺でございませう。どうなっているのか、マンホールのふたというのは。

なぜこのようなことを言うかといいますと、下水道のふたということに関しまして、私たちは何の気なしにいるかもわかりませんが、やはりあれが町の一つの環境のいろんな課題の中で大きく取り上げられているんです。それなりに特色のあるふたのデザインをしているんです。鳥屋町は鳥屋の町らしい、鹿西町は鹿西町の町らしい意味のあるデザインをしてつくったわけでございませう。だから中能登町としてこれから改修していくとしたら中能登町らしいそういうデザインのふたを私はつくるべきではないか、そのように思っているわけでございませう。その場でようございませうが、上下水道課長、ふたというのは今のところ、その場でようございませう。全部なくなったんですか。既設のものが3町とも。

議長（若狭明彦君） 澤上下水道課長

〔上下水道課長（澤 賢造君）登壇〕

上下水道課長（澤 賢造君） 現在100%一応供用開始ということで、新たなデザインのマンホールについてはつくる予定はござい

ませう。ただし、旧町のもので在庫のあるものについては旧町単位でまた必要なときは補充をするというようなことで実施をしたいと思ひます。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認めませう。

以上で下水道事業特別会計についての質疑を終結いたします。

次に、議案第68号 中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算、歳出について質疑を行います。55ページから58ページになります。

質疑の方はございませうか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認めませう。

以上でケーブルテレビ事業特別会計についての質疑を終結いたします。

次に、議案第69号 町営土地改良事業の施行について質疑を行います。59ページになります。

質疑の方はございませうか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認めませう。

以上で町営土地改良事業の施行についての質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から第6号まで決算認定6件については、決算審査特別委員会を設置し付託の予定であります、総括の質疑を行います。

質疑の方はございませうか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認めませう。

以上で質疑を終結いたします。

ここで委員会付託表を配付いたしますの

で、暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開
議長（若狭明彦君） 再開いたします。

常任委員会付託
議長（若狭明彦君） 日程第2 常任委員会付託

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号から第69号までの議案11件及び請願第3号1件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております議案及び請願付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、議案及び請願付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

決算審査特別委員会の設置、委員会付託
議長（若狭明彦君） 日程第3 決算審査特別委員会の設置、委員会付託

決算審査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

認定第1号 平成17年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定から認定第6号 平成17年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定まで認定6件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これを付託の上、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。認定6件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付

託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、2番 諏訪良一君、4番 宮下為幸君、5番 平岡志朗君、7番 甲部昭夫君、8番 藤本一義君、10番 武田純一君、20番 杉本平治君、以上7名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

決算審査特別委員会の審査の認定議案は、お手元に配付した付託表のとおりであります。

委員の方は、次の休憩中に委員長、副委員長の互選を行い、報告してください。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時44分 再開
議長（若狭明彦君） 再開いたします。

決算審査特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われましたので、報告いたします。

委員長に20番 杉本平治君、副委員長に10番 武田純一君、以上のとおりであります。

報告を終わります。

休会決定の件

議長（若狭明彦君） 日程第4 休会決定の件について議題といたします。

お諮りします。

各常任委員会審査などのため、9月13日から18日まで6日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、9月13日から18日までの6日間、休会とすることに決定いたしました。

散 会

議長（若狭明彦君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時46分 散会

平成18年9月19日（火曜日）

出席議員（19名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
5番	平岡 志朗	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員
11番	上見 健一	議員			

欠席議員（1名）

6番	亀野 富二夫	議員
----	--------	----

説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
助役	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	水谷内 祝盛	上下水道課長	澤 賢造
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	金岩 進
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤井 昭範		

職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 加賀 忠夫

議事日程（第3号）

平成18年9月19日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

開 議

議長（若狭明彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名です。
議員定数の半数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

一 般 質 問

議長（若狭明彦君） 日程第1 一般質問
これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問
についての各議員の発言は1時間ですので、
守っていただきますようお願いいたします。
執行部におかれましては、的確な答弁をお願い
いたします。

それでは、通告順に質問を許します。

16番 坂井幸雄君

〔16番（坂井幸雄君）登壇〕

16番（坂井幸雄君） 皆さん、おはようご
ざいます。

こうして全員、1名のほかに全員議会に出
られることを天に感謝したいと思います。先
日の台風13号では、九州、また四国方面に大
変被害がこうむっておるわけでございませ
が、こうして元気で出られることを本当に天
に感謝したいと思います。

それでは、通告に基づいて質問をさせてい
ただきます。

第1問目でございますが、中能登町選挙区
の投票会場の数についてでございます。

いろいろと先般、議員の選挙がございまし
て、私ら、皆さんが当選させていただきまし
て、本当に感謝したいと思います。

それで、一部の方々から投票の会場をもっ
と見直したらいかかなという声が聞かれま
した。地域間の関係や距離などの問題がある
と思いますが、投票率の向上のため、また日
増しに高齢化社会、後期高齢化社会になっ

てきますと、なかなか距離の遠いところには足
が向かないわけでございます。いろいろと手
法を凝らしてやっておられますが、自分の足
で投票に行きたいということが往々に見受け
られると思います。

現在の投票所の位置及び設置数が適当であ
るかどうかということのを再検討していただき
たいと思います。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長
〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕
参事兼総務課長（苗山雅幸君） 坂井議員
の質問は選挙管理委員会に対する質問であり
ますので、私は、選挙管理委員会書記長とい
う立場から答えさせていただきたいと思いま
す。

現在、中能登町では投票所は11カ所ありま
す。これは、合併前に旧町において再編を行
った投票区をもとに投票所を決め、引き継い
でいるところであります。

議員より発言のあった投票率のアップを図
る、有権者の利便性等を考えたとき、現在の
投票所の数でいいのかは、町選挙管理委員会
で協議する必要がございます。仮に変更する
となれば、旧町の枠を超えた投票区の変更や
投票所までの距離、そして有権者の数、何よ
り町民の皆様方の理解を求める必要があるか
と思います。

先ほども言いましたが、検討し、決定する
のは町の選挙管理委員会でありますので、次
に開かれず選挙管理委員会には投票区等
の変更についての意見があったことは選挙管理
委員会に申し伝えたいと思います。

以上です。

議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

16番（坂井幸雄君） ありがとうございます。
す。

実は投票所11カ所ございまして、多いところ
には2,538名の方の有権者、少ないところ
には152名であります。それとまた地域間が
往々にありますので、ぜひとも検討していた

だきたいと思います。

先ほど苗山参事が言われたように、近いところに投票できることが一番いいのではなからうかと思えます。また一応選挙管理委員会で検討していただきたいと思えます。

次は2番目でございます。

ここに通告では励志館の周辺の整備についてと書いてあるんですけども、皆さんご存じのように何が整備すればいいかということで、みんな連檐になっているところをどこを整備しろということが疑問に生じられるかと思えます。

そこで、ひとつ最近の話ですけども、今、JA能登わかば協同組合も統廃合の検討をされております。そこで能登部SS、金丸SSということで2カ所ございます。今、その統廃合にあわせて各町1カ所だけのSSということで論議しているわけですが、先走った話は一応は理事会で報告して言っているわけですが、今、励志館の横の能登部スタンドであります、あそこ金丸地区がどっちかに1カ所統廃合ということで提起されているわけでございます。

それにあわせて、主要地方道七尾羽咋線の鹿西中学校交差点から励志館寄りに県に歩道を100メートルか150メートルだと思えますけれども、歩道とあわせて整備できないかということでございます。

きょうの新聞でも地価の下げ止まりということでありまして、相当地価も下がっているわけですが、もし中能登町と励志館の周辺を整備したい意向が少しでもございましたら、また提起したいと思えますので、その点、そういう考えがあるかないかお聞かせ願いたいと思えます。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 坂井議員の質問にお答えをしたいと思います。

質問の励志館周辺の整備計画につきまして

は、現在のところ計画はあるかないかという質問であったかと思えますけれども、現在のところは計画はありません。しかし、励志館はご承知のように昭和44年に建設されまして37年たっているわけでございます。そういう中で、あの四方にあります樋といいますが、コンクリでつくってありますあれは300キロ以上ありまして、あの四方で励志館全体が持っている。そういう構造でありまして、やがて40年たちますと耐震あるいは老朽化の点で見直ししなければならぬのではないかと、そう思っておりますし、また保健センターにつきましては昭和56年に建設されまして25年たっているわけでありまして、保健センターにつきましても現在、旧3町それぞれにあるわけでありまして、これでいいのかないのかというような見直しもしなければならぬわけでありまして、また周辺であります鹿西中学校につきましても、あれは平成10年に建てられまして、今、中学校、小学校の検討委員会にいろいろをお願いをして、その検討委員会の答えを出してそれぞれに考えていかなければならぬ、そういうところであろうと、そう思っております。

また、それにつきましての道路でありますけれども、前の有楽町、あの焼き鳥屋から中学校までのところが未整備でありまして、これは旧町時代から整備をしてほしいというような要望を県としているわけでございます。

そういう中で、ご存じのように公共事業予算が大変少なくなっております。平成10年を境にして見ますと国の公共予算が14兆9,000億であります。平成18年度が7兆2,000億でありまして、19年度はこれからまた3%削減と言われております。そういう中でなかなか道路予算もつかないということが現実でありまして、今言われました能登部のスタンド、あるいは中条さん、あるいは新宿、おはなはん、そういうところの移転費がかかるわけでありまして、それらについてのやはりそ

こよりももっと田んぼなり畑なり、つくりやすいところへ多くつくった方がいいのではないかとということで後回しになっております。

能登部のスタンドのためにあそこへ整備をするという、そんなわけにもまいりませんので、中能登町これからどうすれば一番いいまちづくりができるかという観点、それから励志館の耐久、そのような大きな意味からもあの辺の整備計画を検討していきたい、そう思っております。

よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

16番（坂井幸雄君） 今、杉本町長の答弁でございますが、いろいろと国の公共事業ということで削減されているわけでございますが、歩道はだれが通っても安全でいい場所でございますので、せめて歩道だけでももう少しのところでございますので整備していただきたいと思っております。

最近、励志館とか耐震性とか図書館とか言われましたんですけども、なかなか合併したら公共施設がたくさん余ってくるわけですが、そこは土地というのはなかなか隣地はなかなか求められませんので、それを求めてからでも総合的な計画を立てても結構ではなかるうかと思っておりますけれども、その点もう一度、町長答弁をお願いします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 整備計画を立てまして、どれだけの敷地が要るのか、その計画によって求めなければならないのか、要るのか要らないのか。その検討から必要であろうと思っておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

16番（坂井幸雄君） 3番目にいきます。農業関係でございます。

私たちの農業は、取り巻く環境が大変厳しいわけでございます。農業者数並びに高齢化になって急速なスピードで進んでおります。

台風13号は、幸いにして、きょうも全協で議長が述べられたように少し田んぼがやわらかくなったりするわけでございますが、大きな被害がなかったのは結構だと思います。

また、WTO、諸外国の農業交渉についても、国際ルールがありましてなかなかうまくいっているわけではございません。意欲のある、能力のある方々の担い手がこれからの農業基盤だと思います。

60歳以上の方が農業については7割、そのうちの70歳以上の方が35%までおられます。これから高齢化になるためには、どうしても担い手の対策で賄いしていかなければならないと思っております。

それで、19年度より農業改革案が動いています。主な変更点をお示し願いたいと思っております。

その次、2番目ですが、農業経営改善計画に従って町の認定農家数または集落営農が全体の何%を占めておられるのかお聞きしたいと思います。

その次、農業改良資金融資の内容と対象者の条件はいかなものかなということで、それをあわせてお示し願いたいと思っております。

それと、今回の台風では大雨がなくてよかったと思っております。8月12日の豪雨で雨水対策で、商業団地からの排出する雨水が大量に8号排水へ流れているわけでございます。9月の定例会の補正予算でも8号排水の何力所か修理されるわけでございますが、その雨水対策の商業団地の効果と結果をお知らせ願いたいと思っております。

その次、5番目ですが、農業排水の深堀対策でございますが、最近、基盤整備事業がどんどん進んでいるわけでございますが、ある地区では、基盤整備の案が出ましたんですけども声の大きい人のために中止になったわけでございます。そのためにその地区が排水路が埋まってしまって、用水、排水が併用になっているわけでございます。それで田んぼ

の水がなかなか抜けないということで、耕作者がいなくなり、放棄耕作地になっております。

そこで今、放棄耕作地対策としては、草刈り、いろいろとやっているわけですが、永久的な耕作地、後継者のいない耕作地はそのままです。そこに入ろうとしてもなかなか田んぼがやわらかくて草刈りにも入れないわけですが、そこで排水溝を掘っていただきまして少しでも乾田化して耕作地を解消すればどうかということで、農業排水の排水溝の深掘りということで、そういう対策案が恐らくないと思うのですが、地元も一部負担を持ちますので、基盤整備してないところに対しては少しでも農地を守るためにはわずかな対策を講じていただきたいと思うわけですが、

合わせて5点ですけれども、よろしくお願ひします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 農業関係の質問でありますけれども、最初に4番目の大雨時の商業団地での雨水対策の効果と結果についてを先に答弁をさせていただき、その後に農業関係全般について答弁をさせていただきます。

まず雨水対策の関係ですけれども、国道109号線、通称鹿島バイパス沿線の徳前地内に計画されました中能登マイタウン計画については、既に4店舗が開店をしており、10月19日には核となる家電量販店がオープンする予定になっております。

開発行為を行うとする場合には、県知事と協議をし、その許可を得なければなりません。雨水排水対策については、この協議の中で話し合いが行われており、県よりその対応策が適当であると判断されております。

また、中能登マイタウン計画については、造成工事が完了したときに県と町で完了の検査を行っており、つくられた施設が適正に管理をされているならば雨水に対する下流への

影響は問題はないと考えております。

次に、1番目の平成19年度からの農業改革案について答弁をいたします。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少や農家の高齢化が都会以上のスピードで進んでおります。一方で国外に目を向けますと、WTOの世界貿易機関の農業交渉では国際ルールの強化などの交渉が行われています。

このような状況の中で、今後の日本の農業を背負って立つことができるような意欲と能力のある担い手を中心とする農業構造を確立することが待たなしの課題となっております。

そこで、国においては、これまでのようなすべての農業者の方を一律的に対象として個々の品目ごとに講じてきた施策を見直して、意欲と能力のある担い手に対象を限定して、その経営の安定を図る施策に転換することといたしております。

平成19年からの施策の変更については、課長から答弁をさせますので、よろしくお願ひいたします。

議長（若狭明彦君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） 変更になる点の概要についてお答えいたします。

第1ですが、平成19年度からは、これまでの米の担い手経営安定対策、麦作経営安定対策、大豆交付金等が廃止をされまして品目横断的経営安定対策となります。この対策は、国際ルールを考慮した上で、これまでの米や大豆、麦などの品目別の価格支援政策から農家の経営に着目した所得政策へと変わるものでございます。

具体的には2つの交付金からなっております。諸外国との生産条件の格差、生産コストの差、それを補正する交付金で、げた対策とあらわされることになっております。

もう一つは、収量や価格の変動による収入の減少の影響を緩和する交付金で、これは、

ならし対策とあらわされることになっております。対象品目は、げた対策では麦と大豆、ならし対策は米と麦と大豆であります。施策の対象者は、認定農業者と一定の要件を満たす集落営農組織となっております。

次に2番目といたしまして、農地・水・環境保全対策が導入されます。この対策は、高齢化や混住化が進行して農地や農業用水などの資源を守るまとまりが弱くなってきている昨今でありますところから、農地や水を守る効果の高い集落共同活動を行う場合と環境保全に向けた営農活動を行う場合に支援されるものであります。

支援を受けるためには、集落において農業者以外の人を含めた活動組織をつくります。つまり、地区の農業者はもとより青壮年会や女性連絡会、老人会、場合によっては子供会など、あるいは組織的には学校PTAなども包括をして農地等を守る地域住民の活動組織をつくって、地区の農業用施設の長寿命化あるいは生態系や景観保全などの活動の実践をする必要があります。

支援額は、水田については10アール当たり4,400円で、5年間支援されることになっております。

次に第3点目ですが、新たな需給調整システムへと移行することです。

国は、7月に決定をしました経営所得安定対策等実施要綱におきまして、米の需給調整は19年産米から農業者、農業者団体が主体的に行うシステムに移行することを明らかにしております。これによりますと、米の生産目標数量の配分は農協等の生産調整方針作成者が各農業者に対して行うこととなります。行政はこれまでのような配分行為は行わず、またこれまで行ってきた稲作の作付確認は町の水田農業推進協議会が行うこととなります。

以上が19年産からの主な改正点であります。

次に、第2点目の農協経営改善計画に従っ

て町の認定農家数と全体のパーセンテージということでございます。

中能登町の認定農業者数は現在62名でございます。水稻作付農業者数が1,519名でございますので、全体の4.1%ということになります。

それから、集落営農のパーセンテージもお尋ねになりましたが、現在進めております集落営農の箇所数は町内全域で20カ所。したがって、集落営農の規定の面積が各集落の20ヘクタール、集落の3分の2以上というふうなことでありますので、まず第1、20ヘクタールで20カ所。すべてが成立をすれば400ヘクタールかなと思います。

第3点目に、農業改良資金の融資の内容と対象者の条件をお尋ねでございましたが、農業改良資金は、農業経営の改善を目的とした新たなチャレンジに対して県及び融資機関が無利子で資金を調達してくれる制度であります。貸付の対象者は、認定農業者や主要農業経営の経営者あるいはエコ農業者に対しましては、従来取り扱っていない新規の作物区分へ進出する場合、あるいはみずから生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合に融資を受けられることになっております。

内容といたしましては、施設の改良、造成または取得に必要な資金等々でございまして、融資率は認定農業者には100%、その他の担い手は80%以内。貸付限度額は認定農業者は個人で1,800万円、法人で5,000万円。償還期間は12年以内となっております。その他詳細な審査基準等が定められておりますけれども、概略としては以上であります。

それから、5番目に農業排水の深掘り対策についてという御質問でございまして、農業用排水路の深掘りということでは、現在、土水路であって、それにU字溝等の水路を敷設する場合には、受益面積が5ヘクタール以上あれば県単土地改良事業での対応は可能と思

われます。その場合の負担率でございますが、県が40%、町が42%、受益者が18%ということになります。

以上です。

議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

16番（坂井幸雄君） 先ほど説明していただきましたが、担い手とか集落営農がこれからの主力ということで、その方々に援助しようということでございますね。

それともう一つ、5点目の500ヘクタール以上の面積をもって土掘りということであるんですけども……。5ヘクタールだったら少々そういう申請をしたらできるわけですね。先ほどの説明されたのは40%、20%、18%ということで、地元が18%ということですね。

ありがとうございます。また、そういう地域のあるところにはそう説明させていただきたいと思います。

いろいろと質疑ありがとうございます。これで終わります。

議長（若狭明彦君） 次に、7番 甲部昭夫君

〔7番（甲部昭夫君）登壇〕

7番（甲部昭夫君） まず初めに、傍聴の皆さん、本当にご苦労さまでございます。

一般県道良川磯辺線についてお聞きをしたいと思います。

この問題は、旧鹿島議会にはかなり話題になっていたということも聞いておりますし、合併をした以上、私たちも地元だけのことでなく、やはり鳥屋、鹿西、鹿島地区の問題も取り上げていかなければならないなということを感じておられますので、一言この問題について触れさせていただきます。

この道路については、言うまでもなく良川地内から小竹を通過して富山県の磯辺地内に通う重要な道路でございます。せんだってもし議会の産業建設常任委員会で現地の視察もし、また私個人も確認に行っていました。確

かに小竹地内から磯辺に向かう入り口から数百メートルは道路間隔が狭く、車の交差も難しいように感じました。地元の方より聞いたお話ではございますけれども、町当局より交通の円滑化を図るためバイパス道をつくる計画があり、地元において説明会も催されたと言っておられましたが、この計画は現在どのように進んでいるのか町長にお聞きをしたいと思っております。

よろしくお願いたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 甲部議員の質問にお答えをいたします。

良川磯辺線の改良工事について、現在までの経緯についてということではなかったかと思っております。

現在までの経緯であります。改良工事やバイパス要望を地元と町が一体となって続けております。その結果、平成17年度から石川県に予算化された路線であります。

昨年の8月に地元の関係する方々を対象に良川磯辺線みちづくり協議会を設立をし、改良箇所の順位づけや要望等を織り込んだ全体計画が立案されました。今年度計画されておりますバイパスの整備計画につきましても、1.5車線の整備の一環として整備されるものであります。

計画では、県道七尾鹿島羽咋線の多田さんの家を起点として山側へ延長212メートル、幅員7メートルの道路を新設する予定であります。現在は用地測量にかかっており、今年度買収を終える予定であります。

議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

7番（甲部昭夫君） 今、町長はその後も答えていただくような様子でしたけれども、当然、この件に関してはどのような計画にあって、いつ仕上がるかというようなことまでお聞きしたいわけでございます。その辺をよろしくお願いたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 2点目の見通しでありますけれども、この路線は大変昔からの重要な路線でありまして、ずっと鹿島町時代からの県への要望があったと聞いておりますし、そういう中で、先ほども申しましたように1.5車線的な整備ということでこれからも整備をさせていただいております。そういうバイパスにつきましては3年間で完了すると、そういう約束になっております。これからも県とともに整備を進めてまいりたい、そう思っておりますので、今後とも事業推進のためによりよくご協力のほどお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

7番（甲部昭夫君） それでは、今の件に関してはおおむねわかりました。いいように進んでいるという結果になっているようなので安心いたしておりますが、交通事故をなくす安全な道路をつくっていただくよう要望しておきたいと思えます。

次に、地域安全センター開設について。

皆様には余りなじみのない名称だと思えますが、今年4月1日より当町において開設されたものであります。

今、全国で起きている事件を見ますと、余りにも常識では考えられないことが連日テレビやラジオで、また新聞等で大きく報道されております。新しい事件では、山口県の高専の殺人事件や、また金沢市にもございました未成年者の子供が殺人を犯すなど、いろいろ事件としては大変なものが報道されております。

このような事件や事故を未然に防ぐことなどを目的に設置されたものではないかと思われれますが、開設以来やがて半年となります。具体的にはどのような業務をされているのか、また、どのような効用を感じているのかなど、今までの活動報告も含めて町長にお聞きをしたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 地域安全センターにつきましては、最近問題となっております不審者への対応や日常生活を脅かす犯罪の情報が町へ数多く寄せられたことを受けまして、ことしの4月より嘱託職員として警察OBの方にお願ひをし、地域安全センターを設置させていただき、5月10日に開所式を行い、活動を行っております。

主な活動といたしましては、地域の身近な問題の解決、地域安全組織への連絡及び地域住民への直接の情報発信活動、地域住民の要望に応じた活動等であります。

これまでも交通事故や不審者から児童生徒や地域の安全を守る取り組みにつきましては、各種団体におきまして自主的な活動を行っていただいておりますが、この7月18日には犯罪抑止効果があると言われております青色回転灯を装着できる公用車、俗に言う防犯パトロールカーであります。それらを3台、各庁舎1台ごとの許可を陸運事務所から受けまして、地域安全センターを初めパトロール実施者証を受けた職員が事務連絡等で町内を走行するときにはその車を活用いたしております。

青パトとは防犯パトロールカーのことであり、地域安全センターの業務として行っているもので、その業務の最大の目的である安全で安心なまちづくりを行うための手段であります。警察OBのきめ細やかな視点から巡回を行い、各駐在所員とも連携をとりながら犯罪を未然に防ぎ、今後とも巡回を続けてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひをいたします。

また、議員から指摘のありましたミニパトカーのような公用車の購入につきましては、今後、公用車の入れかえ時期等を考慮しながら購入について検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君
7番（甲部昭夫君） ありがとうございます
した。

今、青パトの話も町長より聞きましたけれども、青パトに関してはこの間も私も見ましたけれども、ライトバンのミニバンのような形の車だったので、それを小っちゃなミニパトカー、いわゆる警察の乗っているような、ああいう白と黒のような形をしたようなものに、3台いるのであれば1台ぐらいはかえていただくような予算をつけていただけないかなと。やはりああいうものというのは、瞬間見たときにはと思うような形のいいものであれば、地元の人も見たときのそういう意味というものをよく理解をしてくれるのではないかなと。

3台いる中に3台ともというわけにもいかないでしょうけれども、せめて1台ぐらいはそういうような予算をつけていただくようなことができないか、この辺を町長にひとつお聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 3台を入れたときに住民の方々からもそのような要望もありまして、今答えたように全部かえるというわけにまいりませんけれども、かえる時期があれば1台ずつそういうことにすればもっとPRにもなったり犯罪の抑止にもなるのかなと、そう思っておりますので、これから検討していきたいと、そう思っております。

議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

7番（甲部昭夫君） その青パトの件に関しても、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは最後になりますけれども、鹿西地内の水害についてということでお聞きをしたいと思います。

鹿西地内の水害については、8月12日午前中に降った雨は雷を伴う大変な豪雨となりました。各地に落雷や多くの水の被害があった

と聞いております。今回の質問は、この水害に対してであります。

鹿西高校前より七尾寄り七、八十メートルほどの七尾羽咋線の地方道での床下浸水の件について、当日、私はその地域にいました。見る見るうちに70センチくらいにふえていく水に対しては全くどうすることもできませんでしたが、通行をする車をとめ迂回路を教えたり、また上区の区長さんや役員の皆さんに連絡をとるなどして対応いたしました。

この地域は10数年前から大雨になると水の被害に遭い、被害を受ける方もいつも同じ方々でありました。しかし今回は豪雨であり、その範囲も広がったようであります。

この地域には三反田川、また通称腰巻川という川がございます。その水は主要地方道を通り、鹿西高校運動場下の暗渠からJRの路線下をくぐり、最後には長曾川に行くようになっているわけでございます。豪雨になるとその水が増量し、一挙に流れ出て排水ができなくなり、逆流したような形で主要地方道にとまるのではないかと思います。

このことは町当局も十分ご存じとは思いますが、8月12日は当局はどのように対応をされましたか、その辺をひとつお聞きしたいのと、私はこの地区の出身議員であり、地元の方より強く町に訴えてほしいという要望もされておりますし、上区区長初め役員の皆さんにもご相談を申し上げました。あの日の状況を見て、町長はどのような対策を考えておられるか、杉本町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） まず初めに、8月12日の大雨について町はどのような対応をしたかというような質問であります。

8月12日の大雨に対する町の対応については、当日は午前9時11分に能登南部に大雨洪水警報が発令をされております。警報発令と同時に、総務課長が直ちに鳥屋庁舎に出

動し、庁舎にいた職員2名とともに役場幹部職員に各庁舎ごとに出動するよう連絡をとりました。

出動した職員は2名1組となり、被害の状況把握と土のうを運搬するなど家屋等の被害を最小限に食いとめるべく方策をとりました。また、降雨後は床下浸水の被害があった民家等に病害虫発生防止のための消石灰を配布し、事後処理に当たったわけでありませう。

県への報告は1時間ごとに行いながら、最終被害状況報告を午後2時に行い、その後の被害報告もなく、また停電も復旧をしたために午後3時に解散をいたしました。

なお、当日の降雨量は、能登部下の県観測所において午前10時10分から10時20分の10分間に22ミリという未曾有の降雨があり、県立鹿西高校前の主要地方道七尾羽咋線が一時、深さ70センチも冠水をし、通行どめになるなど大きな被害がありました。ただ、幸いなことに人的被害はなく、このことにつきましては町といたしましても一安心という状況でありました。

以上です。

次に、鹿西高校周辺の煤以外に対する抜本的な対策について町長はどのように考えているかという質問があったわけですが、旧町時代にも幾度となく水害に見舞われた地域であり、十分認識もしております。

近年、住宅地内の水路改修で流速が速くなったり、水田の宅地化で保水機能が低下したことなどで、一雨降れば末端までに要する時間が非常に短くなっております。その上、はけ口が狭いと水位が急速に増してきます。8月の集中豪雨もそれらが原因であったと考えております。

この地域は、三反田川などの水が合流をして鹿西高校のグラウンドを横切り、JRを横断して大排水に流れる河川であります。8月の集中豪雨以来、石川県とも調整を図りながら検討もしているところであります。

県道沿いの橋本川の河床と一番低いところの差が65センチあり、橋本川の方が高いわけでありまして、物理的にも橋本川へ水を運ぶことはできません。全体的な高低差を測量して、JR横断暗渠改修を含め、関係機関と協議をし、抜本的な改修案を作成し、早急に対応したいと考えております。

議会を初め地域の皆様方のご協力をお願いいたしまして、答弁といたします。

議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

7番（甲部昭夫君） ただいまの町長のご返答でございますけれども、積極的にやっていただけるといような話で理解をいたしました。地元の方も本当に大変期待をしておりますので、どうか早いうちに町長にはそのような方向で進んでやっていただきたいと思うだけでございます。今後ともよろしくお願いをいたします。

これで今回の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（若狭明彦君） ここで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時01分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

2番 諏訪良一君

〔2番（諏訪良一君）登壇〕

2番（諏訪良一君） これより3点について質問したいと思います。

最初に、行政情報管理について。

一口に情報といってもそれは千差万別であり、公開すべきものがある反面、機密を遵守しなければならないものがあると思います。合併に伴い、住民個人データの電算化システムの改修で大量の情報が保存されていることですが、その管理や運用面で一步誤ると町民の皆さんに多大な迷惑とご心配をおかけすることにもなりかねないと考えます。情報保護の基本方針と運用の両面でどのよう

に対応されているのか。また、しようとしているのでしょうか。

電子文書の管理システムが構築されていないため高度情報化に対応できないと現在作成中の町総合計画に明記されていますが、対応するにはどのようにすべきか。また、いつごろから電子データによる保存や行政事務の効率化を図る計画をお持ちでしょうか。

かようなことを踏まえまして、情報管理システムについて、情報保護対策基準について伺いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 諏訪議員の質問にお答えをいたします。

行政情報管理についての質問であります。現在の高度情報社会において情報管理は大変重要な問題であると認識をいたしております。

現在、役場の行政情報の蓄積は、大きく分類すると紙で保管されているものと電子データにより保管されているものがあります。

電子データについては、簡単に持ち出しが可能なことから、セキュリティポリシーを定め、厳しい管理において運用をいたしております。

しかし、旧来からの紙において保管してあるいわゆる簿冊につきましては、合併前の書類で、当面は必要のない書類につきましては各庁舎にそのまま保管をしております。合併後の書類は、現在のところ各担当が責任を持って保管と管理をいたしております。

現在、文書管理において統一した基準づくりと管理体制の強化、並びにパソコンによる文書管理ができるように検討を進めております。

石川県内でも情報漏えい事件が発生をしております。ますます厳重な情報管理が求められております。今後とも情報漏えい事故が発生しないよう職員に向けて周知徹底を行っていき

ますので、あわせて皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 大村企画課長

〔企画課長（大村義一君）登壇〕

企画課長（大村義一君） 諏訪議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、各庁舎窓口サービスにおきまして住民基本台帳や税などにおきます個人情報データの取り扱いにつきましては、総合電算システムと呼ばれるシステムで一括管理をいたしておりまして、セキュリティ対策にも常に最新の状態で管理をいたしております。

また、システムの操作におきましても各システムごとにパスワードを設定するなどアクセスを制限し、定期的に変更するなど、だれもが容易に操作できるものではございません。

また、システムで管理しております情報、住基情報、それから税情報等につきましては、紙ベースで印刷をして利用する場合の取扱いにおきましても各課から個人情報を管理しております担当課に業務に必要な情報並びに目的を明記した申請書を提出させ、情報の必要性及び内容を審査し、慎重なルールのもとで取り扱いを行っているところであります。

今後とも職員の個人情報のセキュリティにつきましては細心の注意を払いまして、セキュリティポリシーに基づいて情報を徹底していきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 現在作成中の町総合計画に明記されている電子文書の管理システムが構築されていないため高度情報化に対応できないと。この点はどんなことを指しておられるのでしょうか、伺いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 大村企画課長

企画課長（大村義一君） 諏訪議員のご質問、再質問でございますけれども、町の総合

計画につきましては現在まだ素案という段階であります。この内容等につきましては、今後十分に検討して考えたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） これは参考までにお聞きしたいのですが、あつてはならないことが身近なところで発生していることは新聞、テレビ等の報道でご承知のことと思いますが、仮に行政情報が流出した場合の責任の所在についてどのようにお考えか、お願いしたいと思います。

これには2つありまして、一つには委託業者の社員のパソコンからの流出、もう一つは職員の使用のパソコンからの流出、この点についてお聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 大村企画課長

企画課長（大村義一君） 諏訪議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、システムの保守業者であります北国インテック株式会社との契約におきまして、個人情報のデータの取り扱いにおける守秘義務を本契約で交わしております。本契約におきましても、第三者に開示、漏えいまたは目的外に使用されないという条項を契約書で交わしております。

それから、職員の漏えいでありませけれども、これにつきましては非常に大事な点でもありますので、先般、各職員にも十分に徹底をいたしたところであります。

それから、新聞報道等で漏えいがありましたけれども、中能登町におきましてはそういったことはないというふうに記憶しております。

以上であります。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 責任の所在ということでありますけれども、会社であれば当然、その会社が責任持っていたかねばならないということでありませし、また職員について

は私が責任をとらなければならないと、そう思っております。

今までに2件ほど、この町でなしに、富山県と金沢にあったわけでありませけれども、今まで指名停止にはいっておりませけれども、そういう会社がこれからあれば指名停止もしたいというようなことで対応いたしております。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 高度情報化に対応できるような電子文書の管理システムの構築、それと今ほどの情報の保護。対岸の火事ととらえないで真摯に受けとめ、必要な対策を早急に講じていただきたい。このことをお願いしたいわけです。

それでは、次に2つ目にいきたいと思ませす。

街路樹、公園など樹木の管理について。

関心を持って町内を1周しますと、公園緑地を初め街路樹や学校の校庭等に植栽されている樹木の多いことに驚ませます。また反面、防除、剪定や除草など適正に管理されていない樹木もかなりあるようにも見受けられませす。快適な生活環境の向上を図る上でも、これら樹木の樹齢が進むにつれて管理の徹底を図るにはかなりの労力と経費がかかるものと思ませす。

また、ことしは梅雨明け後からの好天と高温続きで、近年になく桜の大敵であるアメリカシロヒトリの幼虫が大量に発生し、被害

被害というのは葉を食害することです。ですから、今、桜の木の上の方を見ませして、ほうきのようになっているのがみんなこの害虫の被害の状態です。によって明年の着蓄数というのはつぼみの数ですが、影響が生ずるものと推察しております。被害の実態は既に掌握されているものと思ませす。

これらのことを踏ませまして、防除、剪定、除草など管理計画について、アメリカシロヒトリの食害状況と対処について伺いたい

と思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 街路樹の管理につきましては、交通安全の観点から必要に応じて対応をしております。また、町有の公園施設等の樹木防除、剪定、除草等につきましては、主に民間業者あるいはシルバー人材センターに委託をしておりますが、防除についてはおおむね年3回、剪定は1回、除草は年3回行っています。

また、町内会のボランティア活動で除草、剪定作業などを行い、維持管理に努めていただいている町有の小公園もあります。

町有の公園施設等の樹木の病虫害防除は、毎年防除を行っておりますが、ご指摘のアメリカシロヒトリの食害につきましては、中能登町内でも今夏の猛暑によりアメリカシロヒトリが異常に発生をしていると聞いております。

町内の食害状況につきましては、アッピー鹿西付近の桜並木でアメリカシロヒトリによる目立った被害が見受けられましたので、9月8日に防除作業を実施いたしております。また、越路小学校、御祖小学校、鳥屋中学校、鹿西小学校、碁石ヶ峰池周辺、久江道開公園等で桜に若干被害が見受けられるとの報告も受けております。

通常の発生時期は5月から7月までと8月から9月までの2回発生すると聞いていますので、状況の推移をいましばらく見守りながら対応していきたいと考えております。

当然のことながら、民家に近い防除は人体に対して影響のないよう慎重な対応が必要です。町が委託する防除作業は早朝、人けのない時間帯に行っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 桜の木の大敵ということになってくると、アメリカシロヒトリとてんぐ巢病の2つがあります。前にもこの議

会の質問でも出ておりましたけれども、やはり大変樹齢も進んで、桜の木も大きいから防除も大変だと思うんですが、しっかりと計画を持って実践していただきたいということをお願いしたいわけです。

それでは次に、3つ目にいきたいと思うんですが、行政人権くらしの相談についてであります。

町の広報を見ておりますと、心配事、困り事の相談は毎月開設されているようです。そして、その相談件数も年間にそれぞれ20件前後あると聞いております。その内容にも福祉の面から、あるいは土地所有とか町会に関する等、大変広い範囲にわたっているようですが、問題は、町内のみで解決できるものと、よその機関との連携のもとで進めていかなければならないものがあるかと推察します。

関係する課長は相談の内容を十分に把握し、課内で対処できないものについては、課長がそのリーダーシップをとって臨機応変にワーキンググループ等を編成し、迅速に、しかも的確に対処する。そして、所期の目的が達せられ、町民から喜ばれる行政サービスの一環であろうと私考えるところです。

ところが、明確な回答なしに1年余り先送りになっている案件があると相談した人から聞いております。相談を受けた方は、町は迅速に、しかも親切に対処してほしい。片や相談をした人からは、町は対応が緩慢で誠意がないとの声を私聞いております。

かようなことを踏まえて、案件の取り扱い体制について、案件に対する対処についてを伺いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 行政人権くらしの相談は、人権擁護委員の方と行政相談委員の方が月3回、毎月5、15、25日に行われる相談日にそれぞれの庁舎において実施をしております。土日の場合は翌日またはその翌々日となっております。

日程については、毎月の「広報なかのと」に掲載をさせていただいております。なお、急を要する案件につきましては、委員の方々に直接相談されてもよろしいかと思っております。

案件に対する対処について、人権擁護委員は、毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題やいじめ、体罰、差別問題、家庭内や近隣間のもめごとなどの相談を受け、これを解決するため、町に関係する相談内容と判断された場合は福祉課が連絡を受け、関係各課に連絡をして問題解決を図ります。ただ、それでも解決できない場合は法務局に連絡をし、解決に当たるよう努力をいたしております。

行政相談委員は、国の行政や特殊法人などの業務についての相談に応じ、相談者に必要な助言をして行政評価事務所または関係行政機関等に苦情を通知することとなっております。しかし、相談者には国の業務と地方公共団体の業務の区別を判断することが困難なため、地方公共団体等の苦情や要望を受ける場合は、その関係機関に連絡するという形になっております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 今ほど町長が説明されたように、早急に実践してほしいと思っております。そして、相談した人から喜ばれる困り事相談、心配事相談に進んでいただきたいということをお願いしまして、質問を終わりたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 10番、武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） 私は、今回、2件のことについて一般質問を行います。

先ほど坂井議員の質問で、町長が学校再編検討委員会について言及をされております。

私は、平成16年12月、鹿島町議会定例会の一般質問で、合併後の新町における学校再編、公民館、図書館について教育特別委員会の協議を求めるとともに、私なりの提言をさ

せていただいております。

学校再編について、鹿南合併協議会、教育特別委員会は少子化傾向が続くことを考慮し、中学校は統合すべきである、小学校についてはおのおの町で検討すると答申がなされております。

当時、鹿島町教育委員会での方針は、複式学級の解消と並行学級ができるでありました。しかしながら、教育特別委員会では並行学級については話題にはなったが望ましい学校の姿にまでは協議、検討してはいないとの答弁でありました。協議、検討がなされたかどうかをお答え願いたいと思っております。

当時の鹿島町教育委員会の資料によると、鹿西小学校入学予定者は平成18年38名、19年37名、20年48名、21年33名でありました。文部科学省の義務教育標準法では、学級編制として国は原則40人が標準でございます。都道府県、これは給与担当者ですが、区域内の標準を設定、市町村は学級編制を実施であります。鹿西小学校は20年を除き1クラスであります。並行学級は困難であります。

その現状を踏まえた上で、私は当時、区長会の委員として鹿島町学校再編審議委員として2回出席し、その席上でも昭和の大合併は団塊の世代をいかにして学ぶ場を確保するかとあり、平成の大合併は少子・高齢化に伴う学校をいかにするかである。そして幸いにも中能登町は合併の資料にもあるように、半径5キロメートルの円を2つ描けば、石動山を除いてすべて2つの円の中に入るのであります。したがって、中能登町では中学校1校、小学校2校にすべきであると発言しております。

現状はどうでありましょうか。教育委員会の資料によれば、鹿西小学校入学予定者は平成22年28名、23年23名と状況は深刻化しております。

この現実を冷静に判断したとき、教育特別委員会の答申、小学校についてはおのおの

町で検討するは、どう理解すればよろしいのでしょうか。中能登町としての望ましい学校の姿に触れずに、問題を先送りしただけではないのでしょうか。お答えを願いたいと思います。

ある資料によれば、教育効果が十分期待できる望ましい小学校の姿は12学級から18学級。1学年2学級から3学級です。1学年の生徒の数ですけれども、21人から25人というのでも出ております。また、先生方のアンケートでも先ほど申しましたように1学年21人から25人。1学年3学級が適正とのことであります。

その根拠として、1つ、2学級以上における学級再編がえは、児童に今までと違った人間関係に目を開かせ、新しい集団を体験させる貴重な機会になる。2つ目、異なった人間関係に身を置くことにより新しい集団の中で成長する可能性が大きい。3番目、同一学年に複数の学級があることは、学級間の競争、協力等が可能になる。4番目、同学年の複数教師による教材の共同研究、作成、交換授業、合同授業などが可能になるという報告もあります。

これらのことを踏まえ、私は学校について現在の位置にこだわる必要はないと思うのであります。5年先、10年先の議論ではなく、40年、50年の長いスパンを予見して議論すべきであると理解しております。

小泉首相が改革を進めるに当たり、米百俵の精神が大切であると述べられました。長岡藩、小林虎三郎は、救援米100俵を学校の資金に注ぎ込み、国が興るのも町が栄えるのもことごとく人にある。食えないからこそ学校を建て人物を養成するのだと。

この精神こそ学校再編のもとではないでしょうか。ご所見をお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 武田議員のただ

いまのご質問にお答えいたします。

大きく分けて3点ほど質問なされたかと思えます。

まず1番目の学校の再編についてであります。

合併協議会で協議なされたかというようなご質問でございますけれども、教育特別委員会では、中学校については、現状の規模では専門の教員の配置にも欠けるし、中学校の部活動にも限られた数しか活動できないので、3町合併を機に中学校を1校に統合し、一日も早く開校する必要があるという答申をしております。また小学校については、先ほど議員がおっしゃったように各町でそれぞれ検討し、各町で統合整備をすることとされましたので、合併特別委員会では正式に協議しておりません。

2点目ですが、中能登町の現在の学校、中学校、小学校の数について議員のご質問があったことについてお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、現在の児童生徒数から考えまして、理想としては中能登町では中学校は1校、小学校は2校が適当な数だと私も考えます。しかしながら、ご承知のように現実問題としてまず取り上げなければならぬのは中学校の統合でございます。この問題があり、同時に小学校を2校にするということは現実的には大変困難ではないかと私は考えます。

このことにつきましては、現在、学校統合検討委員会で検討しておりますので、答申が出るまでしばらくお待ちいただきたいと思いますので、ご理解ください。

次に、望ましい学級の児童数等についてのご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

現在、石川県は40人学級を導入されております。ただし、石川県教育委員会は、昨年度から小学校1年生に限って小1支援、小学校1年生を支援する、省略して小1支援と申し

ますが、小1支援という制度を導入しております。これはどういう制度かといいますと、36人から40人以下の学年、この学年に対しては2クラスに編制してもよいし、あるいは1クラスにして教師を2人置く、いわゆるチームティーチング、その方法どちらでもよいと。それはその学校長の判断に任せることになるという、そういう制度を昨年度から導入しております。

この制度は今年度も実施されておまして、今年度は小学校1年生だけでなくして2年生にも適用されております。それは中能登町にも適用されている学校がございます。そういう制度がございます。

それから、1クラスの理想とする児童数でございますけれども、私としては25名から30名までが適当な児童数でないかと、1クラスの人数でないかと考えます。

最後に、米百俵の精神についてどうかという私への質問でございますけれども、委員のおっしゃるとおり国づくりは人づくりから、これには私は全く同感です。したがって、人づくりには、つまり教育にはお金がかかります。それはご承知だと思いますので、今後とも教育関係の予算等についてご理解とご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

私の答弁を終わります。

議長（若狭明彦君） 武田純一君

10番（武田純一君） 私がさきに質問の中で、中能登町の教育特別委員会、この中で望ましい学級の姿、これが鹿島の教育委員会の方では話し合いはしたけれども検討はしていなかったという見解でございます。これは私の12月の一般質問の答弁を見ていただければ、その中にも出ているんですけども。

当時の中能登町の教育特別委員会に学級の望ましい姿、これを本当に検討されなかったのか、お答えを願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 水谷内教育長
教育長（水谷内祝盛君） 再質問でござい

ますけれども、私が中能登町になってから鹿島町からの引き継ぎ事項には、検討されていないというように受け取っております。

議長（若狭明彦君） 武田純一君

10番（武田純一君） もう1点、学校のことに関して再々質問をさせていただきます。

先ほど教育特別委員会の方で問題を先送りしたのではないかと。40人学級とした場合に鹿西の方が1年しか1クラス以上はないという中で、あとは1クラスであるということになれば、その当時から既に予言できたことです、1クラスということは。それを問題の先送りしたのではないかなというふうに私は申し上げたと思います。

その点、お答えを願いたいと思います。先送りしたのか、いかがか。

議長（若狭明彦君） 水谷内教育長

教育長（水谷内祝盛君） 問題を先送りしたのではないかというご質問でございますけれども、初めに申し上げましたように、小学校については旧3町それぞれで検討、整備するということになっていましたので、当時は鹿島町としては恐らく鹿西のことまでは考えていなかったのではないかと私は思います。

議長（若狭明彦君） 武田純一君

10番（武田純一君） もう1点だけ申し上げまして、事実を申し上げまして、次に移らせていただきます。

平成16年の鹿島町における12月の一般質問の中に、鹿西という固有名詞は使っておりません。けれども、生徒の数、これも言及しております。問題あるということは、その当時から教育委員会の方へは12月の一般質問の中で取り上げたということを申し上げまして、次に移ります。

次に、公民館についてお尋ねをいたします。

昨年9月定例議会において、公民館、図書館について教育基本法、社会教育法に基づく当町の関係条例について一般質問を行いました

た。その結果、本年3月定例議会において公民館、図書館等の条例が一部改正になりました。教育委員会、町当局の努力に感謝を申し上げます。

さて、その改正の主な条文は、3条公民館の分館の設置が削除されております。

2番目に、「公民館には中能登町公民館館長1名、主事その他必要な若干名を置く。館長は非常勤とし、任期は2年。ただし、再任を妨げない」を、「公民館には館長その他必要な職員を置く」に改正されました。

前回、私が強く要望しました公民館館長の職務権限について、当時の課長の答弁は協議をさせていただくとのことでしたが、何ら変わりはありません。自治公民館すらなかった旧町、その延長線上での現状認識と言わざるを得ません。公民館の利用許可権さえなく、施設管理運営ができるのでしょうか。再考をお願いしたいと思います。

人口2万人弱の町とはいえ、その町その町の個性と特色ある歴史があります。それを受け継いでいくのが公民館ではないでしょうか。3つの公民館には、それぞれ館長が責任を持ち、地域の方々が気楽に立ち寄ることができる、それが前回の答弁にある望ましい公民館の姿だと答弁されました。望ましい公民館は、吸い込まれる公民館という答弁でございました。このことについてお答えを願いたいと思います。

公民館の町有施設料について、ある文化サークルの方より、団体に加入しなければ有料になると言われました。このことについてもお答えを願いたいと思います。

先ほど学校再編について、昭和の大合併は団塊の世代をいかにして学ぶ場を提供するかであったと私見を述べました。その団塊の世代が退職時代を迎えようとしております。この方々による公民館活動が活性化され、新しい息吹芽吹くことを期待しております。取り組み方針などがありましたらお願いをいたしました

と思います。

最後に、3月定例議会の一般質問に指定管理者制度について質問を行いました。これを受けて、6月議会で条例の改正及び委託からデイサービスいこい等が今月9月からですが指定管理者制度に移行されております。

今後の課題として、公民館等の公共施設の管理運営について指定管理者制度等適用のお考えがあれば、お答えを願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 吉田生涯学習課長

〔生涯学習課長（吉田外喜夫君）登壇〕

生涯学習課長（吉田外喜夫君） ただいまの武田議員のご質問にお答えいたします。

3月議会における条例改正についてのご質問であろうかと思っております。

議員のおっしゃいますとおり、「公民館に分館を設置することができる」の条文は今回削除させていただきました。公民館の職員について、改正前は「中能登町公民館長1人、主事その他職員、必要な職員を若干名置く」ということでありましたが、今回「公民館に館長その他必要な職員を置く」に改めたものでございます。

その中で、前回の議会にもご質問されました公民館長の職務権限についてということですが、まず公民館長の職務権限についてのご質問は、ことしの4月から職員配置は非常勤の公民館長1名、その公民館長が3公民館を巡回していただいております。いわゆる中能登町には公民館長は1人でございます。主には鹿西公民館に在籍をさせていただいております。また、鳥屋公民館と鹿西公民館には職員を増員配置しております。さらに、公民館長にはカルチャーセンター飛翔、ラピア鹿島、ふるさと創修館など生涯学習施設にも巡回をしていただいているのが現状でございます。

大変忙しいわけでございますけれども、その中で講座、教室の開催の都度、出席してい

ただいております。また、公民館長は、中能登町3公民館並びにカルチャーセンター飛翔、ふるさと創修館、ラピア鹿島などで行う講座、学級、教室等の企画立案を職員とともに協力して実施をする計画を立てております。

そのように公民館活動の運営管理を行っていただいているとともに、施設管理についても現場の立場から助言をいただいているのが現状であります。また、そこに配属されております職員と公民館長が協議をし、その施設管理あるいは貸し館等、そういうものについても協議をしながら進めているのが現状でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、団体加入と利用料金についてということでご質問があったと思いますが、中能登町3公民館のほか、生涯学習施設、先ほど言いましたカルチャーセンター飛翔やふるさと創修館、ラピア鹿島についての使用料については有料でございます。原則有料でございます。ただし、利用される団体には、文化協会加盟団体あるいは体育協会加盟団体や子供会、女性協議会など生涯学習関係団体が多くございます。また、それらの生涯学習団体については使用料は減免となっております。さらに、小中学校や保育園など住民福祉にかかわる関係団体についても減免対象団体となっております。

さらに、ご質問にあります文化サークルなど生涯学習的団体、グループ等については、5名以上で組織をされている団体について減免申請をしていただくということで対応をさせていただいております。その上で、こちらで判断をさせていただきまして利用していただくというようなことを考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、団塊の世代の取り組みはどのようなものがあるかというようなことござい

ます。特に退職をこれから迎える団塊の世代が多く出てくる。その取り組み方法、方針はということでございますが、以前、旧町時代から生涯学習のまちづくりということで、旧3町ともども、まちの先生という登録制度がございまして、その方々にいろいろな知識等を講座、学級等に反映させていただくということで、まちの先生という登録制度がございました。

また、ことし18年度ですけれども、新たな取り組みといたしまして、生涯学習インストラクター養成事業ということで取り組んでおります。現在3名の方が受講され、中能登町ではその養成講座の受講を終えている方が5名ほどおいでます。また、そのような方々、これまでに培っていただいた経験や技術を生かし、自治体や企業、各種団体が行う講座や学級活動などにおいて指導や企画立案、助言をいただけるような方々の育成にも協力をお願いしたいと考えております。協力のほどをよろしくお願いいたします。

さらに現在、まちの先生、これは15年ほど前からの登録制度でございますで、その方々の再登録の確認を現在行っているところでございます。

次に、公民館の指定管理者制度の導入はというようなことでございますが、今のところ公民館の指定管理者への管理代行については考えておりません。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 武田純一君

10番（武田純一君） 先ほどの質問の中に、前回のときの課長の答弁、望ましい公民館の姿、それは吸い込まれる公民館だというふうに当時の課長がお答えになっております。今改正されました公民館条例の方、これを見ましてもそのように私は理解できないのであります。

それは何かといいますと、公民館館長の権限、これが余りにも少な過ぎると。前回も申

上げましたように、公民館館長は教育長、教育委員長と同格だと私は理解をしております。それが教育委員会の下だというのが現在の町の体制であります。

前日も申し上げましたように、鹿島のときからも申し上げております。近くに徳田公民館、高階公民館があります。いい見本が近くにあります。

過日、課長とも話していたんですけれども、インターネットを見ますと、この辺では小立野の方の公民館、これも気楽にお茶を飲みに来ていただける公民館。それが望ましい姿だというふうに館長のコメントがありました。現在、中能登町の公民館、果たしてどうでしょうか。決してげた履き、それからお茶を飲みに行かれるような体制にはなっていないのが現状ではなかろうかなと。こちらの方に婦人会なり実年会の方がたくさんいらっしゃいますけれども、その方々が気楽にお茶を飲みに行かれる公民館、これが吸い込まれる公民館であり、それからお茶を飲みに行かれる公民館でなかろうかなと思います。

これは私の方の要望ですので必要はございませんが、ただ、公民館の町有施設の利用の方についてなんですけれども、文化サークル等が会費として年間500円を納めております。そのサークルの方へ町の文化協会の方から来る助成金というんですか、それは400円であります。これでよろしいのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 吉田生涯学習課長

生涯学習課長（吉田外喜夫君） ただいま武田議員の再質問で、文化協会等の会費等ということでございますけれども、現在、中能登町文化協会の会員からは500円の会費を徴収といたしますか、いただいているのは事実でございます。ただ、会員になるということでの会費でございますので、これは適当かなと思っております。

その次に、還元といたしますか、500円のう

ち400円を還元していると。実質出し入れ100円が会費じゃないかというような疑問かなと思われませんが、中能登町文化協会の会費といたしましては500円が納入されております。

そして、400円を戻すか戻さないかというのは各旧文化協会の運営の仕方でありまして、そこまでこちらとしては確認はしておりません。中に400円そのまま現金なのか何かで戻されている協会もありますし、それをそのまま各地区の旧の文化協会の事業に充てているところもあるかというふうに聞いておりますので。その点また調査しまして、適正なのがどのあたりなのかというのは考えていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（若狭明彦君） 武田純一君

10番（武田純一君） 3月に公民館などの条例が改正になっております。条例に関しましては、私ども議員がその審議に加わることができません。ただども、町長権限になります規則の方、これは私どもがその規則に関しまして立ち入るといふか、そこに参画することができません。

あえて私は今回、公民館の質問の中に規則を省いております。この意を十分に理解していただきたいのです。

もう一度申し上げます。私は今回、あえて公民館、図書館等の規則について言及をしております。それをよくご理解をしていただきたいのです。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（若狭明彦君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時30分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

午前中の答弁で訂正がありますので、発言を許します。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 午前中の坂井議員の答弁の中で、鹿島バイパス159号線を国道109号線と申し上げました。正しくは159号線です。訂正をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。ひとつよろしく願いいたします。

時間が60分ということでございます。60分におさまるようにしたいと思いますが、おさまらない場合は次回に譲りたいと、そういうことでひとつよろしく願いいたします。

まず初めに、大変重要な件でございます。住民税が改悪になりまして、大きな影響が中能登町の住民に与えていると、私はそう考えております。

ことし6月に皆さん方のところへ徴収分が増税されて来ていると思います。小泉内閣が既に決めました税制改正による影響です。特に高齢者100万人が新たな課税者となったこととあります。石川県の担当課長は、個人住民税における影響額を日本共産党の尾西県議に推計額として提出をしまいいりました。この数字については後に述べたいと思いますが、まず初めに担当課長に答弁を求めます。中能登町として定率減税半額廃止という中で、また65歳以上の老齢者控除の廃止によって住民税の負担額はどれだけ町民に増額となっているのか。まず第1点に答弁を求めたいと思います。

次に、介護保険の件について同じく答弁を求めたいと思います。

介護保険料は、申すまでもなく住民税が課せられているかどうかが基準となっております。そのために、新たに住民税が課せられることになった高齢者は介護保険料がはね上が

るわけでありまして、中能登町は介護保険料基準額で1,000円の値上げを行ったところでありまして、非課税が課税世帯になることで高い段階になる方は中能登町に何人ほどおられるか。

まず、この2点について説明を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 永源税務課長

〔税務課長（永源 勝君）登壇〕

税務課長（永源 勝君） 杉本議員の定率減税の今年度から2分の1になった影響についてのお答えでございますが、一応予算では昨年度が定率減税で6,100万円の減、ことしは3,100万円の減でございますから、定率減税で3,000万円が増収となっております。

また、今の地方税法等の改正によりまして高齢者の負担の分ではありますが、昨年度の調定額と今年度の調定額の差額を見てもみますと4,300万ほどの増となっております。定率減税の分3,000万円を引いた約1,300万円相当額がこれらの改正によって増となるものと予測されます。

議長（若狭明彦君） 金岩福祉課長

〔福祉課長（金岩 進君）登壇〕

福祉課長（金岩 進君） 介護保険料の段階別に上がったご質問でございますが、税制改正によりまして本人が非課税から課税へ、世帯が非課税世帯から課税世帯へ変わったことによる高い段階になるからでございますが、65歳以上の納入義務者5,390人のうち963人でございます。その内訳でございますが、3段階から4段階へ移行した方は124人、2段階から5段階へ移行2人、3段階から5段階へ移行された方が309人、4段階から5段階へ移行された方が491人の合計963人となっております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） ただいま担当課長2人から説明を受けました。やはりこの税制改

正によりまして住民の負担がふえてきているのは間違いないのであります。

私は、先ほど申しましたように石川県の方が推計ではかりました、計算いたしました数字、日本共産党の尾西県議のところへ提出された数字でございます。ファクスでいただいたわけですが、中能登町は定率額の廃止によりまして8,076人の方々が対象者となり、県の方は6,147万1,000円が市町村民税の増収になるという、そういう数字をはじいているわけでありまして。

私は、そういう点を考えまして、ぜひともこの点につきまして町長にお願いをいたしたいのであります。

それからもう一つ、住民税の仕組みが変わったことでもあります。これは税務課長も承知であろうかと考えておりますが、平成17年度から税率の改正が行われました。簡素化されたということで税率を一律にいたしました。このことによりまして課税実務は簡略化されますが、以前は200万円以下の方は市町村住民税が3%であった。それに県民税が2%上乘せになって5%。200万円から700万円以下が8%で県民税が2%で10%。700万円以上は住民税が10%で県民税は3%。そういうランクづけになっていたと思うんです。それが平成17年度改正になりました。一律6%になったわけでありまして。住民税が6%になった。県民税が4%になって10%ということになったわけでありまして。

そうしますと言いたいのは、200万円以下の方々が今まで3%の住民税であったのが6%になったということでありまして。700万円以上は市町村住民税が今まで10%納めなくてはいけないのが6%になったということでありまして。これに県民税が4%プラスになるわけでありまして、私はこれを見まして、所得の低い方々が今までから見れば倍の住民税を納めなくてはならない。700万円を超えた方々は今まで10%の住民税であった者が6%

になったわけですから4%減額になったわけでございます。

中能登町の行政の職員の中で700万円を超える職員の方というのは、私は数が少ないと思うんです。農家にとりまして、今働いておられる方々にとりまして200万円以下の方が大勢おられると思うんです。そういう方々が税法改正によりまして簡素化という名前で倍の町民税を納めることになるということが、私はこれこそ格差の拡大でないかと思うんです。こういう新たな低所得者の方々から住民税を取るといふ、そういうことにつきましては私は反対をいたします。

特にこういう点について町長に、それらを含めて、これは国の方で決めたわけでありまして、町としていたし方ないということになるかもしれませんが、以下何点かにわたりまして、それらを解消するにおきましてひとつ要望をしていきたいと考えております。

まず初めに、介護保険であります。

担当課に聞きましたが、介護保険1、今まで1であったのが要支援1と2に分類されました。そのうち介護1から要支援の2になった方は何人おられるのか。これは担当課の方でよろしいのですが、人数等をひとつ報告願いたいと思います。

なぜなら、介護1以下の人は原則として9月から車いすや介護ベッドなどが借りられなくなるそうでありまして。中能登町で現在借りておられる方、対象者もおられるかと思っておりますが、そういう点について町としてどう考えていくのか。貸しベッドを借りておられる方、10月からこれは購入するか何かしていただきたい。安いのがあるからということをおっしゃられたそうでありまして、電動車につきましても今後この電動車は使用できないという、そういうことも言われた方もおられると私聞いております。これらをこれから町はどう考えていくのか、この点について町長から答弁を求めたいと思います。

次に、介護保険の改正によりまして地域包括支援センターができ上がりました。運営は自治体の中能登町が責任を持ってやっているのであります。地域の高齢者のあらゆる相談にもこたえる拠点となるのが地域包括支援センターであります。私は、現在、中能登町と同センターがどう運営されているのか、これの実態を報告願いたいのであります。

私も知らなかったことではあります。先般NHKテレビで30分にわたりまして介護保険の問題点として放送されておりました。その中でこういうことが言われているんですね。要介護の相談を受けるケアマネジャーは、要支援の方々から見れば、相談を受けているんなことをどうすればいいか計画するケアマネジャーの計算、手取が、例えば要介護の4、5であれば3,000円のものが必要支援であれば安いそうでございますね。同じ相談を受けましても、そういうことがテレビの中に出ておりました。だから、そういう中で要支援の介護マネジャーというのはこれらの相談に乗りたくないという、そういう形態が起きつつあるということをテレビで言っていたのであります。私は、中能登町はどうされているのか、その実態等について報告願いたいと思います。

次に、町長に答弁をお願いいたします。

来年度予算の中でぜひとも実現をしていただきたいことを要望いたします。それは老人等介護慰労金支給制度であります。

中能登町は、石川県内におきましても福祉により充実した町として知られております。そのうちの一つが先ほど申しました老人等介護慰労金の支給制度であります。現在7,000円を支給いたしておりますが、ぜひとも1万円に増額できないか。私はそれをお願いしたいのであります。

川北町は5万円の支給を行っております。私は、川北町まで行かなくてもよろこばい

ますが、3,000円上げて1万円にできないものかどうか。些細な金額でございます。ひとつ要介護4と5、寝たきりの方々以上、痴呆者の家族の方々に現在7,000円を支給しているわけではあります。これをひとつずつひとも1万円にできないものかどうか。

私、川北町へ電話で聞きました。川北町は5万円、町が独自に補助金を出しましても、施設へ入っている方から見れば町の負担はやはり安いそうでございます。私はそういう面におきまして、地域の中に家族が家族を介護しておられる、見守っておられる、そういう方々は何人かおられます。そういう方々にひとつ少しでも金額的に報いてあげていただきたい。

この点について町長からの答弁を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 杉本議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

貸しベッドの件等につきましては、実態をもう少し調べまして、そしてどうすればよくできるかということで対応したいと思っております。

それから介護慰労金の増額をということでありますけれども、確かに施設に入所していれば町はお金がかかるわけではあります。その差額はどれぐらいになっているのか。これらについてももう少し調べまして、いろいろ検討いたしまして、また県内の状況等も検討して前向きに考えていきたいと、そう思っております。

よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） ぜひとも実現をお願いいたします。

先般、新聞等に出ておりました。中能登町の公債費比率でございます。能美市が一番公債比率が小さいんですね。新聞に出ておりま

した。能美市が9.3%、中能登町は10.6%、隣の七尾市は20.3%なんです。大変喜ばしいことでもあります。

これらの公債比率が小さいということは、これは今までの職員の方々、行政に携わってこられた方々の努力の私は結果だと思うんです。こういう点をひとつ考えられまして、ぜひともこれらの中に先ほど申しました福祉の充実を図っていただきたい。

このことが先般、選挙人名簿登録者数として9月1日現在で新聞発表になりました。能登では中能登町だけが。津幡町は口能登といいますが、金沢に近いですね。津幡と中能登町だけが人口がふえているんです。中能登町は25人ふえております。喜ばしいことでもあります。

これらにつきましても、やはり福祉の輝く中能登町という、そういう宣伝がやはり能登の中で私は、町長もそういうことで宣伝をしておられると思いますが、議員の私もそういう宣伝をしているんです。そういう中で、やはり人口もふえれば、公債比率も皆さん方の努力の中で小さくおさまっている。私はそういう結果を生んでいるのだと思うんです。

そういう中で、ぜひとも先ほど申しましたお年寄りの方々、そういう方々に対するぜひとも要望を実現していただきたいと、そう思うわけでもあります。

それでは、次、質問を教育長にお願いをいたしたいと思います。

昨今の新聞報道によりますと、少年が主犯の刑事事件のうち、残念なことに少年の実の父母が被害者となった殺人、殺人未遂事件は17件起きているそうでもあります。前年に比べまして倍増だということでもあります。犯罪白書によると、少年の刑法検挙比率は減少傾向にあります。その中で先ほど申しました想像もつかない親を殺す、このことが増加している。事件の続発は親の間に衝撃を広げております。

私が育った時期、また私が子供を育てた時期、そういうときにはこういう事件は起きておりませんでした。なぜにこういうことが起きてきているのか。親子の接点がどうなっているのか。以前と比べまして大変大きな違いが起きているのではないかと、私はそのように思うわけでもあります。

同じ年代の子供たちがどう見ているのか、マスコミは常に報じておりますが、そのマスコミの報道の中に、子供さんは次のように言っているそうでございます。自分自身は考えたことはないが、親を殺すというその子の気持ちはわかるという、そういう言葉でございます。

やりたくない勉強を押しつけられ、そして家出をする。勉強することが勝ち組、負け組とかというそういう決めつけ。親の決めつけで、それにその子供はやはり同世代の子供としてその気持ちがわかるということを行っているんです。私立高校の1年生の子供であります。

私は、今、地域の社会の中に成果主義、賃金というか職場に浸透して、勝ち組、負け組と二極化する中で、親は自分の子供を負け組にしたいくないという考えを持つ父親が激増しているのではないかと、そのようにも考えるわけでもあります。

小泉構造改革は教育版で、学校選択が自由になり、学校を選ぶのも家庭の自己責任。あの方は何でも自己責任ということをおっしゃいます。私は、こういうこと一つとりましても、やはりこれらが背景にあるのではないかと、思うわけでもあります。

教育長にぜひともご所見を伺いたいと思っておりますが、子供全員の成長に責任を持っているのが私は教育ではないかと考えております。教育の中に勝ち組、負け組をつくったら、私はいけないと思うんです。今の教育の現状はどうあるべきか、水谷内教育長の見解を求めたいのであります。

議長（若狭明彦君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 杉本議員のご質問にお答えしたいと思います。

少年が主犯の刑事事件がふえているが、その原因はどこにあるのか、自分の考えを述べよということでございますけれども、非行の低年齢化が社会問題となってきた、その対応が関係機関で論議されているところでございます。先ほど議員がおっしゃったように、少年の事件のみならず親が子をあやめる、反対に子が親を殺すといった事件など、常識では到底考えられない事件が全国に発生しております。

この原因はどこにあるのかというご質問でございますが、大変難しい問題でございます。先ほど議員がおっしゃったように、子供の教育は、子供の育ては教育、そのとおりだと思います。この子供の教育は、以前からお話がされていますように家庭と学校と地域、この三者が一体となっていかなければならない、そのとおりでございます。ただ、私はこの三者の中で最も大事なかなめは、私は家庭だと思います。特に家庭の中のご両親、そして兄弟が健康で、子供たちが安心して寄れる、そういう家庭。ここが一番のかなめになるのではないかと、私はそういうふうに考えてなりません。

長い間教員をさせていただきました。事あるごとにその家庭を見ますと、必ずその家庭に何か原因がございます。家庭がしっかりしなければ学校が、地域がどうにもならない、そういうことを私は今つくづくと考えておりますので、ご返答になるかならないかわかりませんが、一応答えさせていただきます。

以上です。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） 今教育長から答弁をいただきました。家庭が教育の鏡でなくてはいけないという、そういう論調については、

私もそれなりに以前からよく言われておりますから、それはそれで否定はいたしません、だが家庭の親も社会人の一員でございます。社会を無視して家庭が成り立たない、そのことも事実であります。

以前は親と子供の接点というのはよくありました。今、そういう接点が本当に少なくなっている。特に私は、労働を通じての子供との接点というものは少なくなっていると、私はそう思うんです。

半年に一回か3カ月に一回、子供と団らんということで自動車に乗ってどこか旅行に行ってくる。それが子供と親子の接点なんです。それで接点ができています。それでは私は本当の接点にならないのではないかと思います。親と子供が額に汗を流して同じ労働をする、そういう中で親の気持ち、子供の気持ちがお互いに通じ合う。そういうことがやはり私は常日ごろ大事でなかろうかと、そう思っております。

私は小さいときからそういう家庭に育ちましたし、また子供にもそういう中で接してきたわけでありまして。今そういうものが崩れ去っているのではないかと。それは社会の変革がそれをできないことになっているのではないかと。私はそう思うんです。

低金利の時代に100万円預けても利息が100円となっております。100円の利息をもらってだれも喜ぶ者はいないんです。その反面、国の指標ともなるべき日銀の総裁が1,000万円預けて1,000万円近い利息を生み出している。そして責任もとらずして今でも日銀の総裁をやっている。そういう社会のゆがみが今の子供の親の中にもやはり何じゃいやという、そういうものがやはりどうしても生まれがちだと思っております。

だからそういう面につきまして、やはり社会のゆがみ、特に勝ち組、負け組が生まれるのは当然だという、そういう政治姿勢を直していくということが私は大事だと思っております。

す。

ひとつそういう点について教育の中におきましても、勝ち組だけをつくるそういう教育でなく、人に優しいそういう教育をつくっていく、そういう教育を進めていっていただきたい。教育長にお願いをいたしたいと思いません。

それでは、時間の関係上、次に移らせていただきます。

今大きく報道されております酒帯び運転による事故についてでございます。

人間というのは、酒を飲んでおりましても、おれは酒はきついんやさかい酔うていないわいやということで、運転をして過ちを起こす。中能登町、現在まで飲酒運転で検挙はないということではありますが、大変喜ばしいことでもあります。だが、検挙がなかったということ飲酒運転が全然なかったということとは別でないかと私は考えるんです。

この通告を出した後に、新聞で「飲酒運転を一掃する 中能登町職員300人が宣言」ということで苗山参事が宣言文を読み上げているのが写真に写っておりました。大変立派なことでもあります。この記事がもう少し早く出ていれば、こういう質問をする必要はなかったんですが。

私は町長に聞きますが、今後、飲酒、酒帯び運転になって検挙された場合、対処方針はどう臨んでいかれるのか。それらについてどう考えておられるのか。世間の目は大変厳しいものになっておりますが、町長の見解を求めたいと思いません。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 中能登町の交通事故職員懲戒処分規程というものがあります。訓令の第9号にて合併と同時に制定されております。それに基づいて注意、訓告、戒告、減給1カ月から6カ月、停職1カ月から6カ月、免職の懲戒処分が規定されており、特に酒気帯び運転の場合は最低でも減給3カ月以

上となっております。それに従うことと現在となっております。

また、福岡県での事故発生を契機として、私の方からも各庁舎での朝礼において職員に注意を促し、さらに9月4日の課長会議の席上、七尾警察署長から職員に対し抑止対策についての話があり、9月11日には職員を代表いたしまして苗山参事が七尾警察署長並びに町長の私を前にして飲酒運転追放の宣言をし、町民一人一人にも飲酒運転追放の啓発を進めていく決意を表明したところであります。

また、この処分規程につきましても十分な精査を行うとともに、もう少し隣に乗っていた人がどうか、あるいはまた飲ませた人がどうか、そういうことにつきましても十分精査をして、また県内各地の各自治体も調査をして、もう少し重くなるようにしていきたいなど、そう思っております。

きょう朝礼がありまして、鹿島庁舎の職員のスピーチの中で、各町ごとにそういう重い軽いのそういう懲罰規程があるのはおかしいのではないかと。石川県じゅう、日本じゅう一緒にしなければならぬのではないかとというようなスピーチもありました。そういう考えもあるのかなと、そう思っているわけでありましてけれども、それらにつきましても大変車は凶器であります。それを酒を飲んで運転するということは、まさに人間は凶器を持つて人に相対するというようなことでもありますので、これからも厳重に、もしそういうことがあれば厳重に注意をしていきたいと思いません。

また、中能登町の職員の中には飲酒運転する者はいないと信じてもいるところでありまして。

以上です。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） ただいま町長から答弁をいただきました。このことは職員だけの問題でないわけでありまして、議員の我々も

そのことにつきまして自戒をしなくてはいけないと考えております。

さて、次に移らせていただきます

コミュニティバスの運行についてであります。

合併以来、今日まで運行しているコミュニティバスの運行は、大変町民から不評であります。合併の中で総合的に整理をしてこなかった、そのことも原因の一つではないかと考えておりますが、だが町民から見れば、せっかく運営しているバスが人が乗っていない。何じゃいや、あのバスは風を運んでいるのか。そういう陰口をしている反面、地域によってはいっぱいになるバスもあるということでもあります。町としては、住民の声を実際の運行をどうするのか、これを考えていく必要があるかと考えております。大変難しい問題点であります、解決しないわけにはいきません。

今回、中能登町では金沢大学と共同いたしまして調査を行っておりますが、その結果を受けて、町としてこのコミュニティバスの運行をどう行っていくのか。また、具体的にいつからそういう面について考えて実行するのか、考えているのか。それを伺いたいと思います。

町長からの答弁を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） コミュニティバスについての質問にお答えをいたします。

コミュニティバスの運行方法の改善につきましては、担当課の考えだけではなく、専門的な観点から助言を得て実施したいと考えているところであります。

今回、金沢大学がアンケート調査を行っておりますのは、県の地域課題研究ゼミナール支援事業の採択を受けて、金沢大学大学院教授の高山純一交通計画研究室が実施しているものであります。

このアンケート調査では、町内を9地域に

分けて無作為に抽出して3,000世帯、6,000部の調査票を配布したものです。内容は、1週間の行動状況とコミュニティバスに対するお考えを聞かせていただくものとなっております。対象者としては、バス利用者とバスを利用されない方、またはお年寄りの方と若い方となっております。

9月中に調査票を回収し、これをもとに大学の考えをまとめ、12月中にその成果をいただくことになっておりますので、それをいただいた後、早急に担当課、関係者と協議をして、一日も早く利便性のあるコミュニティバスにしていきたいと、そう思っております。

よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） 答弁をいただきました。

お願いしたいのは、冬前にスムーズに運行できる、そういうバス運行を考えていただきたい。お年寄りは冬はどうしても大変でございます。ぜひともそのことをお願いいたしまして、住民にPRをして、便利のいいバスを考えました、ぜひとも利用していただきたいという、そういう宣伝をしていただきたいと、そう思うわけでありませう。

それでは、あと16分あります。次に移らせていただきます。

中能登町の工事入札の方法及び決定はどのような方法で行っているのかということでありませう。

なぜにこういうことを聞くかといいますと、今大きく新聞に騒がれておりますし、新聞もテレビ等も報道いたしております。

国土交通省は、鋼鉄製橋梁の工事をめぐる談合事件で、談合に加わった30数社に対しまして被害額として損害の一部として計40数億円。日本道路公団も同じく、これら企業に数十億円の違約金を請求するということを決めております。最終的には請求額が約40社に対しまして100億円の規模となるようでありませう。

す。

こういう金額が出てきたのは、談合によりまして100億円を超える、そういううまみのある、そういう談合事件が事実上行われていたということではなかろうかと考えております。

石川県内自治体におきましても、オンブズマンによる談合告発事件が津幡町、志賀町にもありました。現在、志賀町は建設工事等入札改善改革検討委員会で集約を行い、9月1日以降の工事請負業者選考委員会から適用することを決めております。

議会といたしまして、中能登町議会ではありますが、平成17年12月19日に条例第17号で中能登町議会議員政治倫理条例を可決いたしております。条例は政治倫理ということであり、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うべきことを目的にいたしております。この条例は、議会議員だけにとどまらず行政全般に求められるものだと私は考えております。

今の政治に一番欠けているのは政治の倫理だと思っております。これが欠けているんです。特に日本のトップに立っている政治家には倫理というものは全然かけら一つありません。

私はこれらを考えますと、町長に見解を求めたいのは、現在の中能登町の入札方式は万全と言われるのかどうか。この制度になっているのかどうか。昔からことわざに転ばぬ先のつえというものがあります。そのことわざがむだにならないように、これからも町長に明確な行政運営を行っていただきたい。こういうことを求める中で、町長の見解をぜひとも求めたいのであります。

よろしく願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 小山助役

〔助役（小山茂則君）登壇〕

助役（小山茂則君） お答えをいたします。

現在の工事入札方法は万全かというご質問

であったかと思えます。

今現在、うちの町においては万全にその事務をつかさどっております。現在の入札方法でございますが、中能登町財務規則に基づく指名競争入札を実施しておりまして、業者の選定におきましては中能登町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱に基づき、また当該工事の工事内容及び経審点数等によりまして入札参加業者を選定いたしております。

業者の内容については、そういうことで選定をいたしております、これは参考でございますが、また予定価格の方も事前公表をしているのが実態でございます。

以上です。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） ただいま町長のかわりに助役が責任者ということで答弁をいただきました。それはそれとして受けとめていきたいと思っております。

私は以前、鹿西町の議員のときに常に町長に、指名競争入札ではいけないのではないかと、一定の金額以上は一般競争入札で行うべきではないか、そういうことをよく言っておりました。私はそういう点について、これからもどちらがいいかは私は議員の一人として具体的に発言を今のところできませんが、私はそういう点について一般競争入札も取り入れるべきではないか。私はそのように思うわけでありまして。

志賀町は、入札の方法について次のように決めております。工事価格2億円以上の工事は制限つき一般競争入札にする。1億円以上2億円未満の工事は公募型指名競争入札にする。1億円未満の工事は意向確認型指名競争入札で行う。こういうことを決めて9月1日から実行しているそうであります。

今、全国的に大型工事はやはり一般競争入札が私は主流でないかと思うんです。これから中能登町におきましてもいろんな工事が出てくるかと、そう思います。先ほどから学校

の問題等も話がされましたが、私はやはり高額なものについては指名競争入札でなしに一般競争入札をすべきではないか。そのことがやはり大事ではないかと、そう思っております。

また、今、予定価格の公表について助役の方から答弁をいただきましたが、志賀町は設計価格、すなわち工事価格を事前に公表することを決めたそうであります。私は、この設計価格と予定価格のあいつきというものがよく論議をされます。以前、あの町は予定価格が辛過ぎて業者泣かせだという、そういう声も聞きました。

今、志賀町が予定価格でなしに設計価格を事前に公表するという、そういうことを決めて実行しようとしております。この設計価格の公表は、加賀の方にも加賀市であったか小松市であったか、やっていると聞いております。

私は、高額なものについてはやはりきちんとしたものをしていくべきではないか。そして、やはり少しでも入札価格、談合を防ぐ、そういう中で適正な価格で工事をしてもらう。そういうことを町として進めていく、そのことが大事ではなからうかと考えております。

これから町のいろんな工事が意外にも出費が大変かさんでくると思いますが、だが幸いのことに、石川県内におきましても公債比率は能美市に次いで中能登町は優良の2番目でございます。これらを堅持されながら、ひとつこれからも町民のために行政が先頭に立って頑張っていっていただくことを、特に福祉の面につきましても積極的に取り入れて、人口がふえるように。今25人がプラスでございますので、せめてその下にゼロがつくように、ひとつ積極的に町が発展するように、ひとつよろしく頑張ってくださいをお願いいたしまして、質問を終わる次第であります。

どうもありがとうございました。

議長（若狭明彦君） 以上で本日の一般質問を終わります。

散 会

議長（若狭明彦君） 本日の日程は終了いたしました。

明日20日午前10時から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時27分 散会

平成18年9月20日（水曜日）

出席議員（18名）

1番	笹川 広美	議員	13番	若狭 明彦	議員
2番	諏訪 良一	議員	14番	岩井 礼二	議員
3番	堀江 健爾	議員	15番	西村 秀博	議員
4番	宮下 為幸	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員
11番	上見 健一	議員			
12番	宮本 空伸	議員			

欠席議員（2名）

5番	平岡 志朗	議員	6番	亀野 富二夫	議員
----	-------	----	----	--------	----

説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
助役	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	水谷内 祝盛	上下水道課長	澤 賢造
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	金岩 進
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤井 昭範		

職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 加賀 忠夫

議事日程（第4号）

平成18年9月20日 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

開 議

議長（若狭明彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名です。

議員定数の半数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（若狭明彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名

会議録署名議員の指名を行います。

9月11日、本定例会の会議録署名議員として5番 平岡志朗君を指名いたしました。定期健診のため欠席でありますので、本日の会議録署名議員として9番 古玉栄治君を指名いたします。

一般質問

議長（若狭明彦君） 日程第2 一般質問
これより一般質問2日目をを行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の発言は1時間ですので、守っていただくようお願いいたします。執行部におかれましても、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

14番 岩井礼二君

〔14番（岩井礼二君）登壇〕

14番（岩井礼二君） おはようございます。

きょうは、いみじくも自民党の総裁選が行われる日でございます。総裁、そしてまた総理大臣となる人であろうと思いますが、この日本丸が船出をする、いい船出になる、そういった日になってくれればいいなという念願を、思いをいたしまして、一般質問をさせていただきます。

中能登町の福祉対策について。1つ目に、

フリーターと言われる働く意思のある無職の若者について、そして2つ目には、ニートと言われる学生でもなし、職にもつかない若者についてということでございます。

説明を求める者として福祉課長とありますけれども、これには関連がある課長が出ていただいて一向にこだわりませんので、その辺よろしく願いをいたします。

フリーターの定義はということで私なりに調べてみました。15歳から34歳の若年の者のうち、パート、アルバイト、派遣業を含む、及び働く意思のある無職の人ということになっております。その中には学生と主婦を除くということになっておりますが、無職の人ということですので、定職についていないということになります。

現在、日本では平成4年には200万人、そして9年後の13年には400万に達していると。現在は18年ですので470万ぐらいのフリーターがいると言われております。若年人口におけるフリーターの比率をあらわすと、平成13年度では20%を超えており、若年人口の5人に1人がフリーターという時代を迎えていることがわかります。この10年間で大変に著しい伸びがあったということがわかると思います。

8月23日の北國新聞の夕刊ですが、大きな記事で「25歳以上の就職クラブ、脱フリーター支援」という大きな見出しで、厚生労働省は、ハローワークなどで10人程度のフリーターたちが交流を深めたり一緒に職場体験に取り組んだりする職場クラブを設ける方針を23日までに決めた。同じ境遇にいる若者同士がクラブ活動のように連帯感を持って就職を目指す形をとる。そして、「長年フリーター対策を強化。来年度予算の概算要求に26億円を盛り込む」となっております。学校を卒業した際に多くの会社から就職を断われ、仕事探しに積極的になれないケースもあり、通常の相談体制から一歩踏み込んだきめ細かい支

援が必要ということで、こういう支援制度を設定するということになっております。現在の中能登町の状況はどうか、お答えを願いたいと思います。

次に、ニートと言われる若者でございます。学生でもない、職にもついていない、そのニートの数は現在で87万人に達している。これは15歳から34歳人口の2.7%に相当する規模で、政府もこのニート対策事業として彼らに対する職業訓練や就職支援サービスに予算を組み始めた。ただし、その支援策が彼らのなぜ働かないかという本質を突いているのか疑問であるというふうにも指摘をされております。

ニート本人の事情はいろいろとかあるのかと思いますが、心の悩み、体の悩み。

けさもテレビの事件でありましたが、男性が女性を携帯電話、メールで一回も顔を合わさないで200万円を詐偽をして逮捕された。それは、携帯電話ですてきな男の写真を女性に送ってメールでやりとりをして、そして自分の事業の一端のお金を貸してくれということで詐偽をした。

その人の祖母がインタビューに応じているんですが、前は友達もいたんですけども、その後、就職につこうと思って努力するけれども、その男性は体重が大きいんですね。120キロほどあるらしいんです。料理が好きでそっちへ行こうと思うけれども、狭い調理場に120キロもある体重がいると仕事にならないということで、なかなか採用されない。それからもう一つ会社を受けて決まりそうだったんですが、制服が合わないというんです。特別注文でつくっても、その制服があいたらだれも着る者がいないので、そういう理由で就職もできなかった。そういったいろんな、はたからはわからないような悩みがあるようでございます。

そして家に閉じこもっていると、時にはいらいらして、うちの中に八つ当たりをする。

私の知っている知人の家では、母一人子一人なんですが、外まで聞こえるような大声で親をわめつけておる。いらいらする八つ当たりなんですかね。親は黙って耐えている。そういうことがやはり極端になってくると、マスコミに流される殺傷事件とか傷害事件とか、大変そんな暗いニュースが起きる原因になるかと思えます。

その母親も現在は75歳ぐらいだと思いますが、これが10年たつとその母親もどうなっているかわからない。したがって、今は親の年金でその日暮らしをしているんですが、それが年金もなくなると大変また悲惨な事件になるのではないかと思います。

そういった家庭がふえつつあるということをお聞きしますので、この現状を中能登町も当てはめていただいて、どういう対応をしようとするか、危惧をされるか、その辺をお聞かせを願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（若狭明彦君） 坂井商工観光課長

〔商工観光課長（坂井信男君）登壇〕

商工観光課長（坂井信男君） 岩井議員の質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、若者の雇用の場の確保という観点から、要旨の1番につきましてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、フリーターやニートの増加は大きな社会問題であり、学校教育において働くことの意義を理解させ、勤労観、職業観の育成を積極的に取り組む必要があると認識をしております。家庭において親子の間でどういう関係が築かれてきたのかという、こんなことでもあるものだろうと思っております。

そういったことで、現在、石川県では石川県若者しごと情報館、ジョブカフェ石川を設置いたしまして、若者のための就職支援サービスを行っております。県内では、金沢センターを初めといたしまして加賀、能登サテラ

イトが設置されております。

能登サテライトは、七尾市のミナ・クル3階に設置をされまして、それぞれ個別相談や企業見学セミナー、各種セミナー、講座等が開かれております。

能登サテライトの利用状況ですが、8月末の登録会員は宝達志水町以北の能登地区で1,021人、うち中能登町の会員登録が143人とあっております。1日の平均利用者数は約20名で、うち個別相談を受ける若者は5人から6人となっている状況でございます。開設から2年経過いたしておりますが、これまでに約220名の会員登録者の就職が内定していると聞いております。

また、金沢センター内には石川地域若者サポートステーションが併設されまして、若者が自立できるよう地域で応援する事業として専門家、産業カウンセラー、臨床心理士、心理士等になりますが、相談に乗り支援をしております。

一方、国立能登青少年交流の家では、青少年と保護者を対象としたニート講演会、青年のステップアップ支援事業が行われております。これらの事業の周知を初めといたしまして、関係各機関と連携をしながら、今後も若年者の就業支援と雇用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 金岩福祉課長

〔福祉課長（金岩 進君）登壇〕

福祉課長（金岩 進君） 私の福祉課の方では、外出しない若者の現状についてお答えいたします。

自宅に閉じこもり外へ出ようとしなない若者の現状でございますが、民生委員さんには担当地区で職についていない若者は把握しておりますが、今、仕事をしているのか、または仕事につきたくなく閉じこもっている若者なのか、判断が大変難しいところでございます。

現在のところ、福祉課では高齢者の閉じこもりは把握していますが、若者の閉じこもりの現状は把握しておりません。しかし一部の民生委員さんにおかれましては、お互いに情報交換いたしまして、また把握しておられます。また、私たちも見て、あの子はニートらしき若者ではないかという若者も見受けられます。

今後確かにふえると思われれます。先ほど議員さん言われたフリーターの場合は倍率がすごく上がっていますが、ニートに関しましてはそれほどの伸びはないと思っております。

町といたしまして、私たちもあの若者はニートでないかで見ているだけでなく、何か対策をとることが必要ではないかと思っております。

問題を解決する手がかりでございますが、多くの人の手をかりることだと思います。ニート本人や家族だけで何とかしようとせず、経験や実績のある専門家や組織に相談することが必要ではないかと思っております。

今後は、民生委員、保健師が連携をとりまして閉じこもりの若者を把握し、また専門家の派遣及び専門家による相談日の設置等を検討していかなければならないかと思っております。

次に、先ほど議員の周辺で親の年金で生活している若者でございますが、当町においても見受けられます。そういう若者につきましては、保健師が外向きまして相談したり話し合いをしています。

ただ一つ心配なのは、その親が亡くなられた場合です。その子がどうして生活していくのか。実際ありました例では、親が亡くなられたらもう生活できなくなり、生保になりました。そして、前からも大した食事もしていないものですから、その後、病院に入っております。

確かに私たちのそういう対応をすることに

より、1人でも2人でも社会復帰ができれば本人の人生を変えることになり、大変意義あることだと思っております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 岩井礼二君

14番（岩井礼二君） ジョブカフェ石川ですか、ミナ・クルに支所があるということで、そこへ中能登町から143名が利用した実績がある。1日平均五、六人ぐらいの利用があるということで、大変迷う人にとっては助かる施設で、いいことだなと思います。ぜひ知らない方もたくさんいるかと思えます。そういうことを知らしめて、少しでも安心させるよう尽力のほどをお願いしたいと思えます。

先ほど母親がいなくなったという心配の話もいただきましたが、こういった方は基本的な保険も掛ける人が少ないと聞きます。社会保険、健康保険、掛けていないということはやっぱり医療費が100%負担ということになると行きたくても行けない。また一定年齢になっても国民年金はもらえないような状態になります。まことに同じ若者に育ちながら、家庭において笑い声も聞けないし、冗談も言えない、まことに不幸なことでございます。

昔の偉人によると、人間の家庭は、穏やかさ、素直さ、恭しさ、つましさ、謙遜の五徳が必要であると言われております。そういう五徳を大切に作る人間、また家庭が大切なことではなからうかと思えます。

一人でも多く社会復帰できれば、そういう人に理解をいただけるものなら、そういった支援サービスに参加していただいて、実際の生の体験談を聞かせてもらうことによって、より多くの若者が助かることになるかと思えます。

また、当町では総務課に警察OBの永原さんですか、そういう方もいらっしゃいます。そういう方と地域の交番ですね。そういうところとの関係プレーをとって、やはり大事に

なる前にそういう家へ出向いて、どうしてってやね、元気にやっとなってかいいねという、そういう声かけも手だての一つでなろうかなと、そう思います。

また、就職がないということで悩んでいるものですから、就職先の確保が大変重要でございます。企業誘致や商業誘致、大変大切なことであると思えます。そのために私どももまた協力できることがあれば努力は決してやぶさかではないですが、あればの話ですけれども、このことについてはやっぱり杉本町長初め執行部がしっかりと頑張っていただきたいと、そう思います。

そして、若者が1人でも2人でも助かって、安定すれば結婚もする、結婚すれば子供も生まれる。そういうことが、きのうの質問にもありましたけれども、この奥能登と言われる能登の方へ来て唯一人口が増加している中能登町をキープしてもらうように精いっぱい努力をしていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

よろしくお願いいいたします。

議長（若狭明彦君） 4番 宮下為幸君

〔4番（宮下為幸君）登壇〕

4番（宮下為幸君） それでは、9月の定例議会に向けまして2つの質問をしたいと思えます。

まず1点目、金丸小学校の運動場の跡地利用についてをお伺いしたいと思います。

旧金丸小学校は、能登部小学校と統合しまして今月で1年5カ月がたちました。学校の跡地には、平成17年度住みやすい中山間地域づくり事業、高齢者等活動・生活支援促進機械施設金丸交流館の立派な集会場ができています。旧金丸小学校の運動場は、現在活用されていない状況であります。町の職員の方々が年に何回か草刈りをしていると聞いております。

旧金丸小学校は130年の歴史があり、地域の方々の思いも人並みならぬものがあると思

います。8月4日の日に金丸地区で町長と語る会が開かれたと聞いております。幾つかの地区でも運動場の跡地利用について話し合いが行われたと思いますが、町長が知っている範囲内で教えていただきたいなと思います。

それと、金丸小学校の横にプールがあります。今、水が張ってありまして、緑で汚く汚れています。あれは人に言わせますと防火用水じゃないがいかやというようなことを言われますが、あの危険性というか、安全対策に問題はないのかどうか。その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 宮下議員の質問にお答えをいたします。

過日、8月4日の日でありますけれども、金丸地区の区長さん、町内会長さん、そして前の議員さんとの懇談会がありまして、町のこと、あるいはこれからの金丸地区のこと、いろんな話が出まして大変有意義な懇談会であったと、そう思っております。

その席上でありますけれども、旧金丸小学校運動場の跡地利用につきましてもいろいろ話が出ました。このまま放置されますと荒地になる懸念がある。地域としてどのような跡地利用を図ればよいかというようないろんな話も出ました。その中で、グラウンドゴルフ場にしてほしいとか、あるいは住宅地がどうかとか、町営住宅がどうかとか。これはその席だけではなく、区民の方々からも私のところへいろいろ出ている意見であります。

そういう中で、一度地区内で協議を行っていただき、そして区としてちょうど6人の区長、前の区長さん全部おいでたわけですから、話し合いをしていただけないかと、そういうことで申し入れをいたしました。その結果についてはいまだ報告は受けておりませんが、何らかの提案が示されれば、議員の皆さんとも協議をしながら有効利用を図っ

ていきたいと、そう思っております。

また、旧の金丸小学校の跡地の現在体育館の横にプールが残っております。体育館につきましても社会体育施設として利用されておりますが、プールにつきましても現在利用はされておられません。プールには高さ2メートルのフェンスで囲まれており、その上に有刺鉄線が張られていますので、安全対策上は問題はないものと考えています。

また、これにつきましても金丸区と必要性について協議をさせていただきたいと、そう思っておりますし、これについてもどのように区として考えておられるのかということをお申し入れをいたしております。

以上であります。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） 大体わかりましたが、各地区によって協議事項を出された、協議結果というかそういうことを出された地区もあると聞いております。その中で、今、宅造、町営住宅というような話、今町長から出ましたが、その辺について金丸の区民は、金丸小学校だからあそこに私たちは提供したんだと。だから宅造、そういう町営住宅地はやめてくれというような話も聞きました。そういうことをこれからどういうふうな、これから各地区でも開かれていないところがあると思います。ぜひそういう金丸の区民の方のご意見を聞きながらこれから対応をしていただきたいと思います。

それと、多目的広場としてゲートボール、グラウンドゴルフとか使われるような施設にもなる可能性はありますが、あそこに遊具施設があります。ケーブル、アスレチック等、普通の子供たちの小学校の遊んでいた遊具があるんですね。その遊具も安全性あるか確かめてきましたが、確かに安全性あります。あれを活用できる跡地利用、それをぜひしていただきたいと思います。

それでは、2点目の今後の行財政改革の進

め方についてお伺いしたいと思います。

町の借り入れ金額は、平成17年度末で一般会計、上下水道合わせて291億円あります。赤ちゃんからお年寄りまで町民1人当たり153万円借金をしている形になります。

昨日も杉本議員から選挙人名簿による人口が25人ふえたと言われました。交付税の算出は人口面積、児童生徒数などいろいろな算出方法がありますが、簡単に1人10万円とすれば250万円の交付税が算出できるような計算になると思います。これも一つの財政改革としては、人をふやし、働く場所の確保、企業誘致等がいろいろありますが、できるだけ企業が進出しやすいような援助ができる条例の整備はされておりますが、ぜひ一人でも多くふやされるような条例にしていきたいと思います。

地方分権の推進や少子・高齢化の対応など町は多くの課題を抱えており、積極的に行財政改革に取り組む必要があると思います。町長はこの辺のことについてどのように考えておいでなのか、お聞きします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 宮下議員ご指摘のとおり、地方分権の推進や少子・高齢化社会への対応など数多くの行政課題を抱えており、さらなる行財政改革に取り組んでいかなければならないと認識をいたしております。

まず最初に財政状況であります。ご指摘のとおり、平成17年度末の一般会計並びに上下水道会計の借入金合計が約291億円ありますが、そのうちの半分の額が普通交付税として国から交付されることを見込んで財政運営を行っております。しかし、国の行財政改革の推進によりますます厳しい状況が見込まれることから、人件費や義務的経費の抑制を図りつつ、将来に向けて行政課題の解消をしていかなければならないと思っております。

そのためには、今後とも計画的な投資を行っていく必要があり、現在策定しております

中能登町総合計画において中能登町の未来をしっかりと描いていき、合併特例債を有効に活用しながら健全な財政運営を維持していきたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） 今、中能登町総合計画の素案が出ております。行政懇談会というか、そういうのも多分にしてこれから行われると思います。この行政改革の中に行政大綱の目標値をこれから明確にしていく必要性がある。これは懇談会なり、これから審議会が行われて決められると思いますが、こういう作業はいつごろから始められて、多分にして四、五年でまた変えられると思いますが、どのような形で、どういう人が入ってされるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 次に、行政改革大綱と集中改革プランについてのご質問でありますけれども、平成17年3月に総務省から、さらなる行政改革を進めるための地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が示され、具体的な取り組み目標の数値化を求められました。これを受けまして昨年、若手の役場職員が集まり、行政改革について議論をし、その結果を課長補佐会議と課長会議に提案されました。

その後、その内容を中能登町集中改革プランとして、本年3月末に各種団体代表8名の方にお集まりをいただき中能登町行政改革懇談会を開催し、中能登町の行政改革についてご意見をちょうだいいたしております。

しかし、行財政改革は職員の問題意識と日々の積み重ねが重要でありますので、さらなる行政改革を進めていくために、先月末には役場全職員からまちづくりへの提言と職域内の改善提案を提出させ、現在、その提案内容を精査いたしているところであります。

今後の行財政改革の進め方といたしまして

は、課長会議において改善提案をもとにして改革の議論をさらに推し進めていき、その後行財政改革懇談会を開催し、有識者のご意見をちょうだいしながら行政改革を着実に一步一步進めていき、日々計画を見直していくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） 最後に、答弁は要りませんが、この行政改革のことについて、3つの柱になっております。確かに立派な、これからどのような懇談会が行われて、審議会がなされるのかわかりませんが、私はぜひこの3つ、4つというか、例えばNPOの育成、ボランティアの活動ですね。そういうのをぜひこの懇談会でも入れていただきたい。NPOとかボランティアは福祉に頼りがちなんですが、ぜひこの行政改革の中にもそういう項目を入れていただきたい。

やはり町民の皆さんが行政に対して、行政に対する意識とか、自分たちの町を守ろう、よくしよう、町のために尽くそうという気持ちがありますので、ぜひそういうNPO、ボランティアの育成に力を入れていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（若狭明彦君） 9番 古玉栄治君

〔9番（古玉栄治君）登壇〕

9番（古玉栄治君） それでは、通告順に従いまして3点について質問させていただきます。

まず1点目、町道C-1号線について。

平成16年度、鹿島町が着工した事業で、中能登町に引き継ぎ事業で工事が行われています。現在どこまで工事が進んでいるのか。また、この道路の最終出口は、途中、越路小学校の裏を通り、越路森林組合横で町道能登二宮線へ合流するルートをもって工事が完了するように思っているのですが、小学校から

裏の部分についての工事の計画を教えてください。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 古玉議員の質問にお答えをいたします

町道C-1号線につきましては、旧鹿島町において平成16年度に地方特定道路として石川県の採択を受け、事業を推進してまいりました。現在は全体計画の1期、2期の改良工事が完成し540メートル地点まで進んでおります。平成18年度につきましては、予定しております区間の用地買収も完了し、9月中には400メートルの工事について発注予定であります。

今後の計画につきまして、地区の方からルート変更の要望も出てきておりますので、議会の皆さんとも相談をさせていただいて検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） 今ほど1、2区完成、540メートルとあるんですけども、この町道C-1号線計画平面図、これ鹿島町がつくったものなんですけれども、1区が320メートル、2区530メートル、3区400メートルとあります。1区、2区で540メートルというのは、2区が530メートルのうちどの辺まで行われているのか教えていただけないでしょうか。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） ただいまの古玉議員の再質問でございますけれども、1期工事に予定しておりました計画路線の320メートル、これはスムーズにいきまして360メートルできました。それで、2期工事530メートル予定しておりましたけれども、これは地権者等のご理解が得られなかったということで180メートル。トータル540メートル進

んでおります。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） それでは、この2区180メートルは完成していますと。残りの部分に関しても用地買収は終わり、すぐ着工できるということですね。

そこで、もう少しお願いがあるんですけども、3区工事なんですけれども、この標準断面図ですか、これを見ると工事内容全く同じになっております。というのは、この3区工事というのは運動場の横を通過して、旧国道、今の県道へ出るというルートだと思うんですけども、この部分に関してはあくまでも暫定工事というふうに私はとっております。多分そういう説明があったと思います。ただ、暫定工事にしてはこれだけ大きな仕事をするのはいいのかなと。

そこで、先ほど町長もルートの見直しということをおっしゃいましたが、この3区の工事を途中中段しまして、一気に越路小学校の裏を通り、森林組合横、町道能登二宮線へ出させていただくことにより、まず経費節減ができるのではないかなと。そして、3区の工事をしないことにより、そっちの方へ、能登二宮線へ出る工事を進めることにより完成も早まるのではないかなと思います。

ぜひ、今町長も言われましたけれども、見直しではなく、本線の工事を早めるために暫定の工事を取りやめ、経費節減を図っていただきたいと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 先般、議会の皆さん方にも現地も見ていただいたとおり、暫定のところへ行くか、真っすぐ行くか、そういう話でありまして、今、古玉議員の言われたとおり議員の皆さん方のご理解と、そして地域の皆さん方のご理解がいただければ、暫定を取りやめまして真っすぐ本線といいますか、

そこへ行った方が私もいいと思いますし、そのようにご理解いただければと思います。

よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） 大変すばらしい答弁ありがとうございます。議員の皆さんもぜひご協力をお願いいたします。

続きまして、町営住宅について。

中能登町には町営住宅が9カ所、世帯数では154戸あります。どこにあるか少し言います。黒氏住宅、平成11年に12戸。末坂住宅、平成2年8戸。末坂第2住宅、平成8年10戸。コーポとりや、平成6年60戸。春木住宅、平成13年12戸。川田住宅、昭和54年10戸。芹川住宅、54年、58年、2期工事で15戸。久江住宅、55年、56年、同じく2期工事で15戸。金丸住宅、平成16年12戸です。

私はこの中で、川田住宅、芹川住宅、久江住宅、3カ所で40戸あります。全体の4分の1です。この住宅は建築後25年過ぎております。トイレの改修は下水道のときに済んでいると聞いておりますが、25年たちますと、やはり水回り、台所、風呂、それに25年前の建物ですので防犯、こういうことを考えると、大幅な改修をするか、あるいは建てかえをするか、どちらかにしなければいけないと思うのですが、町はどのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 近年、少子化や高齢化が進む中、低廉な宅地の供給や公営住宅の整備がますます必要となってきております。また、高齢者や障害者の住みやすい住宅づくりの推進とともに、若者の定住促進やライフスタイルに対応した魅力的な住環境整備を推進しなければならないと思っております。

ご指摘の芹川、久江、川田住宅につきましては、建設後23年から27年経過しており、各住宅とも老朽化や住民生活の多様化、高度化

に伴い、住宅の改築等も考えなければならぬと思っております。

国の指針では、木造住宅の耐用年数30年の2分の1を経過したものについては住宅団地ごとの建てかえが可能となります。町としましては、住民に対する福祉政策、定住促進の観点からも町営住宅の建てかえを前向きに考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） すばらしい答弁ありがとうございます。ぜひ若者が安心して住めるような住宅に建てかえをお願いいたします。

それと、通告にはないんですけども、今後、中能登町として町営住宅を建てるつもりがあるかないか教えていただけないでしょうか。よろしくをお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） ただいまお答えいたしました3つの箇所の住宅、そしてまた新たにそういういい場所があれば積極的に取り組んでいきたいと、そう思っております。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） 先ほど宮下議員の質問の中にもありましたが、地域の方と相談して、じっくり計画を立てて事業を行っていただきたいと思っております。

続きまして3つ目、分譲住宅地について。

二宮あおば台、若草団地などのような分譲住宅地を今後、中能登町として造成する計画があるか。あるならばいつごろを思っておいでるか。お願いいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 分譲宅地の質問にお答えをいたします。

現在、町において町有地を初めとして候補地の選定を行っております。能登において唯一人口が増加した町として中能登町が新聞で報道された根底には、やはり住宅政策があっ

たものと確信をいたしております。

先ほどの町営住宅もそうですが、宅地造成を行い、低廉な価格での土地提供は今後のまちづくりを進める上で大きなウエートを占めるものと考えております。

造成時期につきましては、近々中には町有地の能登二宮駅前と桜新町の一部を整備して販売をしていきたいと思っております。

近い将来には、選定された候補地の中から地域の環境等を考慮いたしまして実施に移していきたいと思っておりますけれども、あおば台や桜新町のようなあれだけ大きなものになるかといえば、それはまだわかりませんが、小規模であっても町全体にそのような宅地化を進めていきたいなと、そう思っております。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） 大変すばらしい答弁だと思います。

私としては、二宮あおば台のようなああいふ大きなものをぜひしてほしいなという思いであります。といいますのも、二宮あおば台、平成10年に計画されて、11年造成、1期工事が11年ですね。12年から販売開始されました。全体で91区画。一つの事業を計画して行っても、3年、4年とかかります。そういう中で今、暫定的にと多分思うんですけども、対処として能登二宮駅の町有地あるいは新町をやられるということで、大変心強く思っております。

少し話させてください。

昨年、一昨年にはウェルカム定住事業を含めてですけれども中能登町に19件の方が定住されております。あおば台は6区画が売れ、能登部下、これが4区画が売れております。残り9件というのは民間の業者の方でないかなというふうに思っています。半分近くがこういう民間のものが活用されているということです。

私心配したのは、二宮あおば台残り1区画

ということで、今後中能登町へ定住したいと思われてもなかなか住むところがないなど。ぜひ早く、より早く分譲を何かしてほしいなという思いだったのですけれども、町長の方から、もうそこまで計画があるということで非常に安心しました。

中能登町というのは、今特に力を入れてアピールできる点というのは、加入者向けのサービスとしてケーブルテレビ、インターネット、特に光ファイバーですね。各家庭に引き込むことができっております。こういうものというのは、若者にとっては非常に魅力的ではないかなと。

私の知り合いでは、実は七尾の人なんですけれども、若い人に、今中能登町、光ファイバー各家庭へ入ると言ったら、引っ越してきたいなという。本人ちゃんと家があるからそれは無理なんですけれども、そのくらいやっぱり思いがあるという方もおいでます。そういうことをどんどんアピールしながら中能登町、定住人口をふやすべきでないかなと私思いましたので、ぜひ中能登町に定住したいという方の声があるならば、その声を生かすための宅地あるいは住宅ですね。そういうものを整備して、より一層中能登町発展のために努力していただきたいと思います。

以上です。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（若狭明彦君） ここで休憩いたします。開会は11時15分ということをお願いいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

議長（若狭明彦君） 再開します。

1番 笹川広美君

〔1番（笹川広美君）登壇〕

1番（笹川広美君） 皆さん、こんにちは。

まず最初に、ごあいさつ申し上げます。

新生中能登町の本格的なスタートに際し、多くの町民の皆様のご支援をいただき、このたび初の女性議員として大きな使命を担わせていただきました。若輩ではございますが、町民の皆様の代表として、何より女性の皆様の代弁者として、大好きな中能登の発展のために一生懸命質問させていただきますので、杉本町長初め皆様、どうか温かいご答弁をよろしくお願いいたします。

日本国憲法第14条に、すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないとあります。性別によって差別されない、この性別とは、言うまでもなく男女の性別のことです。私は、この憲法の趣旨にのっとり質問させていただきます。

それでは1つ目の質問ですが、男女共同参画社会の推進についてお伺いいたします。

皆様もご存じのとおり、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布、施行されました。また、同法に基づき、2年後の平成13年10月には石川県におきましても石川県男女共同参画推進条例が公布されております。

男女共同参画社会とは、すべての人が性別に関係なく、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野でそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、多様な生き方が認められ、一人一人が生き生きと暮らしていける社会のことです。そのためには私たち自身がまず今までの意識の変革をなし、さまざまな場面での協力、支援の社会の体制づくり、環境づくりが不可欠となります。

この男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本社会を決定する最重要課題であると位置づけられております。

そこで、杉本町長に男女共同参画社会の推進についてご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

また先日、執行部より中能登町総合計画の素案をいただきました。その中でも男女共同参画社会の推進について載せていただいております。ありがとうございます。

この男女共同参画社会を推進していく上には、多岐にわたる具体的な行動計画、いわゆる推進プランの作成がどうしても不可欠となっております。

旧鹿島町では、平成15年3月に既に鹿島町男女共同参画推進プランを作成されております。大変前向きな取り組みに感動いたしました。この旧鹿島町の推進プランをよいお手本としながら、新生中能登町としてのさらに充実した行動計画の作成に取り組んでいただきたいことを強くお願い申し上げます。

これは大変な労力と時間のかかる業務になることと思われまふ。そのためにも、行動計画の作成に当たる推進室をぜひとも設けていただきたいと思ひます。また、それに伴って男女共同参画社会推進の懇話会の発足も必要となつてまいります。そして、さらには条例の制定へと、杉本町長のもと力強い推進をお願いいたしたいと思ひます。町長の前向きなご答弁、よろしくお願ひいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 笹川議員の質問にお答えをいたします。

男女共同参画社会というのは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分発揮することができる豊かな社会のことであり、その実現は町の将来を決定する重要な課題の一つであると考えております。

そのため、広く町民の方々に男女共同参画の必要性を理解していただくため、10月8日にカルチャセンター飛翔において男女共同参画のつどいを開催を予定しております。また、12日の議案質疑の際にも申し上げましたが、町の組織する各種協議会や委員会にお

る女性の占める割合をふやしていくほか、女性職員の管理職への登用についても検討していきたいと考えております。

また、議員のおっしゃる行動計画というのは、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画であります。平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられていると同時に、地方公共団体においても男女共同参画計画の策定が県及び政令指定都市に義務づけをされ、その他の自治体においても努力目標とされました。

平成18年4月1日現在では、県内19市町のうち計画が策定されているのは7市2町となっております。当町においては、合併前の旧鹿島町において策定された鹿島町男女共同参画推進計画があります。この計画は、策定されたのは平成15年と新しく、計画期間も平成24年までとなっていることから、今議員もおっしゃられたとおり大変立派な計画でありますので、当町ではこの計画を継続して推し進めております。

なお、内容等を見直す必要がある場合には、関係機関と相談しながらその内容を前向きに検討してまいりたいと、そう思っております。

よろしくお願ひいたします。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） 大変前向きなご答弁ありがとうございます。

ただいま男女共同参画推進計画のお話がありました。具体的に懇話会は発足していただけるのでしょうか。もし発足できるのであれば、具体的な時期をお答え願ひたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 懇話会とそれから推進室の設置につきまして、これから検討して

まいりたいと、そう思います。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） ありがとうございます。今後とも男女共同参画社会の実現に向けた積極的な取り組みをよろしく願いいたします。

2つ目の質問です。職員の退職年齢についてお伺いいたします。

まず、中能登町におきまして勸奨年齢と言われるものがあるとお聞きしたのですが、これは一体何なのでしょう。また、なぜこのような勸奨年齢があるのでしょうか。杉本町長にお伺いいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 職員の退職年齢についての質問につきましては、総務課長から答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕
参事兼総務課長（苗山雅幸君） 職員の勸奨年齢ということですが、勸奨年齢につきましては、男女とも45歳以上の職員全員に対して男女差別なく勸奨を行っております。

と申しますのは、大体就職して25年たちますと、自分の意思による退職もございませけれども、後進のために道を譲ろうという方もおいでということから、45歳を勸奨年齢といたしております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） それでは、退職年齢の内規についてお伺いいたします。

中能登町では、男性職員は59歳、女性職員は54歳で退職という申し合わせ事項があるとお聞きしたのですが、本当でしょうか。

また、男性職員は59歳で、なぜ女性職員は54歳と違いがあるのでしょうか。男女雇用機会均等法第1節第8条には、事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女性で

あることを理由として、男性と差別的取り扱いをしてはならないとありますが、町長杉本はどう思われますか、お伺いいたします。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長参事兼総務課長（苗山雅幸君） 次に、退職年齢の内規についてというご質問でございましたが、内規というものは特にありません。

以上です。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） 最後に、60歳定年の条例の遵守についてお伺いいたします。

中能登町職員の定年は条例で明確に60歳と定められているとお聞きしております。本年3月の退職者を見ても男女合わせて7名の退職者があります。その内訳は、男性58歳が2名、男性59歳が3名、そして女性55歳が2名となっております。7名の退職者全員が60歳の定年を迎えずにこのように早期退職の形をとられております。

少子・高齢化がますます進み、一般的な60歳定年の社会体制から、さらに退職年齢の延長へと移行しようとしている中で、なぜ中能登町ではこのように早期退職の形がとられているのでしょうか。

条例の遵守が本当になされているのでしょうか。もし遵守されていないのであれば、遵守するよう取り組むべきではないでしょうか。杉本町長にお伺いいたします。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課长参事兼総務課長（苗山雅幸君） 60歳定年の条例の遵守についてというご質問でございました。

条例でうたっているのを遵守するのが当然であります。今までに60歳未満で退職された方々は、あくまでも自分の意思による自主的な退職ということであり、先ほども申し上げましたが、後進のために道を譲られたということでございますので、ご理解くださるようお願いをいたします。

以上です。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） 杉本町長を中心に60歳定年の条例の遵守に前向きに取り組んでいただけるようご期待申し上げます。

3つ目の質問になります。子育て支援の一環として病後児保育への取り組みについてお伺いいたします。

共働きの若い夫婦の家庭において、子育てで困るのは子供が病気にかかったときであります。特に幼児期はひっきりなしです。私も息子が病弱だったので、仕事との両立に本当によく悩まされました。結局、当時勤めていた職場を退職したという経験があります。

現在、中能登町には公立保育園が5カ所、私立保育園が1カ所ございます。うち看護師がいる保育園は旧鹿島町の公立2カ所と旧鳥屋町の私立1カ所ですが、まだどこも病後児保育の取り組みはなされていないとお聞きしております。

ゼロ歳児も各保育園に多く入園されております。また、障害を持ったお子さんのいらっしゃるご家庭もあります。核家族化が進み、女性の社会進出も当たり前となっている現在、子育てには社会全体による支援が必要とされています。でき得るならば全保育園に看護師を置き、ぜひとも病後児保育の取り組みを推し進めていただき、若い世代が安心して子供を産み育てていける環境を整えていただきたいと思っております。杉本町長の前向きなご答弁をよろしくお願いたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 病後児保育への取り組みについて、笹川議員の質問にお答えをいたします。

病後児保育とは、病気の回復期にある児童について、感染防止や安静を保つために通常の保育室とは別に専用の保育室を設置して保育する事業であります。あわせて、病後児2人に対し1人の看護師や保育士を配置し、医

療機関とも密接な連携を図る必要があります。

現時点での県内の実施状況を見ますと、金沢、加賀地区を主とした9市町19施設で実施をされています。実施場所は、病院付設が6カ所、私立保育園付設が10カ所、公立保育園付設が3カ所となっております。

女性の就業がふえている今日、子供の病気に伴い、両親を初め家族が仕事をやりくりして看護に当たっている現状を見ますと、就業と子育ての両立を支援する観点から、こうしたサービスの必要が高まっているものと認識もいたしているところであります。

今後、保育者の方々へのアンケート調査等で実態や要望の把握に努めるとともに、専用保育室の確保を初め、職員配置、医療との連携等について検討していきたいと考えておりますので、何とぞよろしくご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） ありがとうございます。ただいまご答弁いただいたとおりぜひ取り組んでいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

最後に一言述べさせていただきます。

国連開発計画によりますと、人間開発指数、これは国民所得、平均寿命、教育水準をもとに生活レベルを比較したものです。この人間開発指数で5年連続世界一を誇る豊かな福祉国家がノルウェーであります。

ノルウェーでは、閣僚の半数を女性が占めております。ジェンダー・エンパワーメント指数、これは女性が積極的に経済や政治の活動に参加し、意思決定できている度合いを示すものですが、このジェンダー・エンパワーメント指数でも昨年が世界1位、ことしは2位と女性の社会的地位の高さが際立っております。

一方、出生率も1.84と先進国ではまれに見る高さです。

ノルウェーの男女平等が進んだ背景には、豊かな福祉社会の形成と、その結果としてのウェルビーイング、つまり人間的な暮らしがあるとされており、豊かな国づくりのために女性の力は欠かすことができません。今、私たちは男女平等の重要性に対するノルウェーの意識の高さに真摯に学び、本当の意味で豊かな福祉社会、福祉の町・中能登を築いていくべきではないのでしょうか。

ノルウェーの取り組みは国レベルの話ですが、庶民のど真ん中にある私たち地方議員こそ地域の実態を県政へ国政へとつなぎ、より豊かな地域づくり、国づくりを推進させる責務があると思います。

きょうよりはさらにすばらしい新生中能登町を目指し、ここにいらっしゃる皆さんとともに力を合わせ、真剣に取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（若狭明彦君） 以上で一般質問を終結いたします。

散 会

議長（若狭明彦君） 本日の日程は終了いたしました。

明日21日は午後2時より本会議を開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時39分 散会

平成18年9月21日（木曜日）

出席議員（20名）

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	14番	岩井 礼二	議員
5番	平岡 志朗	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
助 役	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教 育 長	水谷内 祝盛	上下水道課長	澤 賢造
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	金岩 進
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企 画 課 長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税 務 課 長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤井 昭範		

職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 加賀 忠夫

議事日程（第5号）

平成18年9月21日 午後2時開議

日程第1 総務常任委員会委員長報告

日程第2 教育民生常任委員会委員長報告

日程第3 産業建設常任委員会委員長報告

日程第4 討論、採決

議案第59号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第60号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 中能登町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第63号 中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例について

議案第64号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第65号 平成18年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第66号 平成18年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第67号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第68号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第69号 町営土地改良事業の施行について

請願第3号 「中能登町立越路小学校の存続を求める」請願の採択について

日程第5 閉会中の継続審査

認定第1号 平成17年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成17年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成17年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成17年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成17年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成17年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

(追加日程)

日程第 6 議案第70号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ施設整備工事(その3)工事請負契約の締結について

同意第 4 号 教育委員会委員の任命について

同意第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 7 閉会中の継続調査

午後 3 時 50 分 開議

開 議

議長（若狭明彦君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 20 名です。議員定数の半数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

各常任委員会委員長報告

議長（若狭明彦君） 日程第 1 から日程第 3 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしておりました議案第 59 号から第 69 号まで議案 11 件、請願第 3 号を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 小坂博康君

〔総務常任委員長（小坂博康君）登壇〕

総務常任委員長（小坂博康君） それでは、総務常任委員会からの審査の結果を報告いたします。

本定例会から当委員会に付託を受けました議案 3 件につきましては、去る 9 月 14 日の午前 9 時 30 分より鳥屋庁舎におきまして委員会を開催し、委員 6 名全員の出席並びに議長の同席のもと、慎重に審査をいたしました。

その経過並びに結果につきましてご報告いたします。

まず、議案第 60 号での条例一部改正では、障害者程度区分認定審査会委員の委員報酬の追加について説明を受けました。また、議案第 64 号の一般会計補正予算につきましては、予算項目ごとに説明を求め、議案第 68 号のケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましても説明を受け、質疑を行いました。

議案などの審議の過程で、委員からの主な発言や執行部の回答内容についてご報告をいたします。

1 点目は、繰越金の取り扱いについてであります。

執行部では、今 9 月定例会の補正予算の財源として繰越金を充当したとの説明でありましたが、旧町時代に繰越金が玉手箱のようにいつでも膨れ上がり、財源に充当するといったケースがありました。今後の予算財源は、財政調整基金の取り崩しが予想されます。町としての財源の取り扱いを明確にしてほしいとの質問で、財政調整基金条例により前年度の決算剰余金の 2 分の 1 を基金に積み立てし、財政の健全運営を図るとの回答でした。

2 点目としては、町の墓地公苑の管理についてであります。

墓地公苑に隣接する土地所有者や地元の方々からお参りの際にお供え用の花などを隣接地や河川に捨てる方がいて大変困っているとのことで、せめてお盆やお彼岸時にお参りされる方々のためにごみ捨て対策ができないかとの意見に、町でもそうした苦情は聞いており、事前に自己処理していただくよう通知もしているが、今後さらなる対応を検討したいとの回答でした。

3 点目として、行政情報の漏えいにかかわる保護対策についてであります。

パソコン等の廃棄処分やウィニーでのソフト及びフロッピーディスクによる行政情報の漏えいが近隣の市や町及び全国的に発生し社会問題となっていることから、中能登町としてのパソコンの取り扱いや廃棄処分についてどのように取り扱っているのかとの質問で、町は各課長に情報の管理取り扱いの責任を持たせるとともに、パソコンハードディスクの廃棄処分は情報担当課職員が庁舎内で取り壊しを直接確認し、業者に処分をお願いしており、行政情報の漏えい防止には細心の注意を払っているとのことでした。

最後に 4 点目として、職員給与の見直し状況についての質問があり、町では本年 3 月末をもって職員給与の見直しは完了し、今後は

人事的評価での昇給、昇格やみずからの申し出による降格措置など定められた基準により行っていくとのことで、委員からは職員間のばらつきが生じないよう職員人事については平等に取り扱っていただきたいとの要望でありました。

それでは、審査の結果につきましては簡潔にご報告させていただきます。

議案第60号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第64号 平成18年度中能登町一般会計補正予算及び

議案第68号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

以上の付託議案3件につきましては、全会一致で原案のとおり可決しました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

議長（若狭明彦君） 次に、教育民生常任委員会委員長 宮下為幸君

〔教育民生常任委員長（宮下為幸君）登壇〕

教育民生常任委員長（宮下為幸君） それでは、教育民生常任委員会から審査の結果をご報告いたします。

去る9月14日の午後1時30分より鳥屋庁舎におきまして委員7人全員の出席並びに議長の同席のもと委員会を開催し、当委員会に付託を受けました議案7件及び請願1件について慎重に審査をいたしました。

審議の過程での主な内容についてご報告いたします。

初めに、議案第61号の不妊治療費の助成に関する条例の一部改正では、先日の質疑にもあった条例第3条第2項中で、対象範囲が石川県内に住所を有するのは町条例では不適切

であり、町内に住所を有するに訂正する必要があるのではないかととの質問に、執行部では、石川県の指導により条例を一部改正するもので、県の関係機関とも再度協議、確認して、不都合が生じる場合は直近の議会において改正をお願いしたいとの答弁で了承いたしました。

次に、議案第63号のウェルカム定住条例の一部改正では、町外から転入し住宅を新築して入居された世帯が対象ですが、空き家をリフォームされ入居される方なども考慮されたいとの意見に、町長から、町内での空き家やそうした入居者の実態を調査、把握して再検討したいとのことでした。

続いて、議案第64号の一般会計補正予算では、鹿島図書館での嘱託職員賃金の追加補正に対し、合併の理念にあった経常経費節減のための職員削減が叫ばれる中、職員人事で対応できないのかとの質問に、執行部からは、正規職員で対応できないために嘱託職員をお願いするとの回答でしたが、委員からは、バランスのとれた人事を行い、よりよい行財政の運営を図りたいとの要望がありました。

最後に、請願第3号の「中能登町立越路小学校の存続を求める」請願についてであります。

本請願を審議する前に、水谷内教育長並びに後藤教育文化課長から、学校の設置基準や小中学校学級編制基準をもとに、町内の小中学校の児童生徒、学級数の実態や、各小学校における平成19年度からの入学児童数などの説明を受けました。

委員からは、本請願の意義や趣旨を十分にご理解いただき、また多数の住民の意思も尊重され、議会の立場として本委員会で判断すべきとのご意見や、現在、学校統合検討委員会でいろいろと協議されており、時間も必要であることのご意見がありました。このため、私たち委員会としましても請願提出者の願いを願いとして受けとめつつ、学校及び教育の

あり方について議論を深めていく必要がある
と考えますので、本請願につきましては継続
審査の取り扱いとすることといたしました。

それでは、審査の結果につきまして簡潔に
ご報告申し上げます。

審査の結果、

議案第59号 中能登町印鑑条例の一部を改
正する条例について

議案第61号 中能登町不妊治療費の助成に
関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 中能登町国民健康保険条例の
一部を改正する条例について及び

議案第63号 中能登町ウェルカム定住条例
の一部を改正する条例について

以上、条例の付託議案 4 件につきましては、
全会一致で原案のとおり可決いたしました。

続きまして、

議案第64号 平成18年度中能登町一般会計
補正予算

議案第65号 平成18年度中能登町老人保健
特別会計補正予算及び

議案第66号 平成18年度中能登町介護保険
特別会計補正予算

以上、補正予算の付託議案 3 件につきま
しては、全会一致で原案のとおり可決いたしま
した。

最後に、請願第 3 号 「中能登町立越路小
学校の存続を求める」請願の採択についての
議案 1 件につきましては、全会一致で継続審
査と決定いたしました。

なお、ご報告いたしました結果につきま
しては、お手元に配付済みの委員会審査報告書
のとおりであります。

以上、簡単ではございますが教育民生常任
委員会からの審査報告を終わります。

議長（若狭明彦君） 次に、産業建設常任
委員会委員長 甲部昭夫君

〔産業建設常任委員長（甲部昭夫君）登
壇〕

産業建設常任委員長（甲部昭夫君） それ
では、産業建設常任委員会から審査の結果を
報告いたします。

本定例会から当委員会に付託を受けました
議案 3 件につきましては、9月15日の午前9
時30分より烏屋庁舎におきまして委員 7 名全
員の出席のもと委員会を開催いたしました。

当委員会の付託案件であります議案第64号
の一般会計補正予算、議案第67号の下水道事
業特別会計補正予算並びに議案第69号の町営
土地改良事業の施行については、執行部より
それぞれ詳細に説明を求め、順次慎重に審査
いたしました。

審査の過程で委員からの発言のありました
意見や要望事項の主な内容についてご報告い
たします。

初めに、町道の消雪装置設置工事の優先順
位であります。

消雪装置設置に係る平成18年度予算として
1億円が計上されており、各地区から約50カ
所の要望が出されていると聞いているが、す
べてに対応は難しく、その優先順位はどうす
るのか。また、特に公共性の高い通学路など
を優先に施工すればどうかとの委員からの質
問と意見に、執行部からは、地区要望は多数
受けていますが、水源が確保できる地域や公
共性のより高い道路を優先に計画しており、
既にその施工予定箇所は確定しているとのこ
とでした。

次に、町営土地改良事業の施行に関連した
適切な暗渠工事の施工に対する要望でありま
す。

以前に施工された暗渠排水がきかなくな
り、今回、町営事業で再度暗渠排水工事を施
工されるものですが、以前の工事では設計基
準どおりの排水パイプ施工のため効果がない
箇所も多く見られたことから、農地の汎用化
か水田のみの乾田化かを再確認し、耕作者
個々の意見や稲刈りの後の状況確認をもっ
て、手戻りのない、より効果がある排水パイ

プの設置工事を施工してほしいとの要望がありました。

それでは、審査の結果につきまして簡潔にご報告を申し上げます。

審査の結果、

議案第64号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第67号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算並びに

議案第69号 町営土地改良事業の施行について

以上の議案3件につきましては、いずれも全会一致で可決をいたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

なお、委員会審査終了後に、昨年度に町が一部助成し、JA能登わかばが鹿島ライスセンターに導入しました米の色彩選別機を委員全員で視察しました。総事業費が4,305万円で町が430万円を助成しております。

説明に当たった永井専務によりますと、色彩選別機導入により、今まで70%の一等米比率がより高くなることで地元米の品質向上と農家の収入増加を図りたいとのことで、コンピュータ制御による米の選別を実際に見て感心してきたところであります。今後、地域農業の発展に役立つようお願いしたところでございます。

以上で産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（若狭明彦君） 以上で委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論・採決

議長（若狭明彦君） 日程第4 討論・採決

これより、上程議案、議案第59号から第63号まで議案5件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に賛成討論の発言を許します。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） 本会議に当たりまして、討論に参加したいと思います。

久しぶりに討論の賛成討論ということで発言をしたいと思います。

議案第62号は、国民健康保険条例の一部改正により、70歳以上の方で一定以上の所得として一人世帯484万円を判定基準としていたのを383万円に改正するものであり、これによりまして自己負担が2割から3割に引き上げられることとなります。さらに今後、75歳以上の高齢者に新たな医療制度が平成20年度から導入されることになっております。

先般、新聞の川柳欄で次のようなものが載っておりました。「健保をつぶし命のさたも金次第」、これはやはり偽らざる住民の私は声かと思っております。

国の住民いじめの政策が打ち出されている中で、今後、中能登町独自の施策を実現していただくことを町長に強く要望しておきたいと思っております。

同時に、62号は出産一時金の引き上げが図られております。私は、その意味を考えまして、議案第62号に対しましては意見を述べて賛成をするものであります。

以上で終わります。

議長（若狭明彦君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、

以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第59号から議案第63号まで、議案5件について採決をいたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第63号まで、議案5件は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、議案第64号から議案第69号まで、議案6件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第64号から議案第69号まで、議案6件について一括して採決いたします。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第69号まで、議案6件は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、請願第3号

「中能登町立越路小学校の存続を求める」請願の採択について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、以上で討論を終結いたします。

次に、請願第3号について採決いたします。

お諮りします。

請願第3号に対する委員長の報告は、継続審査であります。請願第3号を継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定されました。

閉会中の継続審査

議長（若狭明彦君） 日程第5 閉会中の継続審査

閉会中の付託議案の継続審査の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から、決算審査特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号までの決算認定議案6件について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号まで、認定議案6件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加日程

議長（若狭明彦君） お諮りします。

ただいま町長より、議案第70号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ施設整備工事（その3）工事請負契約の締結について、及び同意第4号 教育委員会委員の任命について、並びに同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後4時18分 休憩

午後4時19分 再開

議長（若狭明彦君） 再開します。

追加日程第6 議案第70号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ施設整備工事（その3）工事請負契約の締結について、及び同意第4号 教育委員会委員の任命について、並びに同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 本日追加提案いたしました議案第70号及び同意第4号並びに同意第5号の3件につきまして、一括してその対応をご説明いたします。

議案第70号は、平成18年度中能登町ケーブルテレビ施設整備工事（その3）工事請負契約の締結についてであります。

ケーブルテレビ施設整備工事の施行に当たりまして7社を指名し、9月20日に入札を執行した結果、1億4,332万5,000円で北陸電気工事株式会社七尾支店に決定し、仮契約を締結いたしました。

この工事は、町内の全世帯において音声告知端末を設置するため、宅内通信用ケーブル配線工事を行うものであります。

次に、同意第4号は、教育委員会委員の任命についてであります。今回、教育委員会委員として議案の方が最適任者であると信じ、関係法令の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。今回、人権擁護委員候補者として議案の方が最適任者であると信じ、関係法令の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上、本日追加提案いたしました議案各件につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なる審議の上、適切なるご同意を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

議長（若狭明彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

議案第70号について質疑を行います。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、質疑を終結いたします。

次に、採決を行います。

まず、議案第70号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ施設整備工事（その3）工事請負契約の締結についての採決をいたします。

お諮りします。

議案第70号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決

することに決定されました。

議長（若狭明彦君） 次に、同意第4号教育委員会委員の任命については、人事案件であり、さきに議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決を行います。

お諮りします。

同意第4号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（若狭明彦君） 次に、同意第5号人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件であり、さきに議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決を行います。

お諮りします。

同意第5号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

閉会中の継続調査

議長（若狭明彦君） 日程第7 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま議会運営委員長及び総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の各常任委員会の閉会中の所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（若狭明彦君） 以上で、本議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成18年第6回中能登町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 若 狭 明 彦

署名議員 平 岡 志 朗

署名議員 藤 本 一 義

署名議員 古 玉 栄 治